

ロシア連邦における子どもの権利と子ども政策の動向

——「平時」と「有事」の異同——

Trends in Child's Rights and Child Policy in the Russian Federation :
Similarities and Differences Between "Peacetime" and "Emergency"

村 知 稔 三
(Toshimi MURACHI)

【はじめに】

本稿は、「旧ソ連のスラブ圏とチュルク語圏の4か国（ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アゼルバイジャン）における子どもの権利と保育・教育・福祉に関する比較研究」¹という中期的研究課題の一環として、これまでまとまって記述してこなかったロシア（連邦）における子どもの権利と、その保護政策を中心とした子ども政策の動向について、①1990年代、②2000年代、③2010年代、④2020年代前半と、やや形式的・便宜的に区分して、その内容と特徴を考察するものである。

よく知られているように、④の時期（2022年2月）には、世界を揺るがしたロシアによるウクライナ侵略戦争（侵攻）が起これ、本稿執筆の2025年秋の時点で継続している。ただ、この侵攻の10年近く前の③の時期（2014年3月）にはクリミア自治共和国とセヴァストポリ特別市がロシアに併合されていたことからわかるように²、ロシア社会における広義の戦争準備と、その中核としての市民・国民の権利の限定化・狭隘化・抑圧は徐々に進行してきていた。

人権の一部をなす子どもの権利と、それに関連する子ども政策の動向はこの約35年間にどう変化してきたのか、そこに「平時」の傾向と「有事」の趨勢のような違いが認められるのか——これらが本稿の問いである。

すでに筆者はこの問いに関する短文を2018年に、また関連する短報を2016年に発表している³。本稿は、これらの拙稿後の動きを補充するというだけでなく、そこでほとんど論じることのできなかった人権問題全般にも多少、目配りをして⁴、本テーマについて検討する。

先行研究について短くふれると、本稿のテーマと重なる論稿は日本語文献には見当たらない。英語文献では、代表誌 *The International Journal of Children's Rights*（1993年創刊）の2010年以降をみると、ウクライナ侵攻下の教育を受ける権利と、後述する強制移送・強制送還問題に関する論文が同じ筆者から発表されている⁵。ほかにも、子どもの権利と親権の関係や平和的集会の権利などに関する個別論文もあるものの⁶、約35年間の子どもの権利と子ども政策の動向を整理したものはない。ロシア語文献では、残念ながら、ロシア政府の見解に沿った記述しか見つけられなかった。

なお、後二者に関する検索は十分ではなく、漏れのある可能性がある。

以下、第1節では、1990年代、2000年代、2010年代を順に対象とする。第2節では、2020年代前半について、ロシア側と国際機構（国際組織）などの側に区分して、考えてみる。両節の対象の期間と本稿の分量が反比例しているのは、子どもの権利問題についても平時と有事で情報量の多寡や問題の複雑さが異なるからである。

なお、本稿は、ロシア政府と国連子どもの権利委員会（CRC）の間における同じ期間の（国家）報告制度——政府からCRCに出された報告書と、CRCの審査後にまとめられた総括所見との間の計5回の往復過程——を主題とする次稿の前提となるものである。内容的には双方でひとつの論稿といえるが、本稿が相当な分量になったため、分割することにした。

【1】1990年代～2010年代の子どもの権利と子ども政策の動向

最初に、筆者が長年にわたって作成してきた関連年表データベースをもとに、1990年代～2020年代前半の子どもの権利と子ども政策の動向を年表として整理する（以下の年表を参照）。そのなかの多くの事項については本文中で説明し、個別の出典はそこで注記する。

年表 ロシアにおける子どもの権利と子ども政策の動向（1990年代～2020年代前半）

年 月	事 項	備 考
1989年11月	国連総会「子どもの権利条約」採択→1990年8月：ソ連批准（→ロシア連邦が継承）→9月：発効	20か国以上が批准すると発効
1990年10月	ロシア共和国の結社法／ソ連の宗教の自由法	
1990年11月	ロシア共和国最高評議会令「農村地域に居住する女性・家族の状況改善と母子保護のための緊急措置」	
1991年4月	ソ連最高会議「ボルノの宣伝と暴力・残虐行為の賛美を阻止する即時措置に関する決定」	
1991年6月	ボリス・エリツィン（1931-2007）がロシア共和国大統領に選出 →12月：ソ連解体に伴いロシア連邦初代大統領（→1996年7月：再選→第2期：1999年12月まで）	
1991年10月	ロシア連邦諸民族の言語に関する連邦法 マスメディア法	下線部は原文のママ
1991年	ソ連が「子どもの権利法案」作成	
1992年2月	ロシア共和国市民権法	同上
1992年3月	政令「難民と避難民への支援措置」	
1992年6月	「1990年代の子どもの生存・保護・発達に関する世界宣言」実施に向けた初期措置に関する大統領令 家族・母親・父親・子どもの保護に関する連邦法案	
1992年7月	教育法（全58条）→2012年12月：新教育法（全111条） →2022年9月：改正（教育プログラムの法的拘束力強化）	

1992年10月	ロシア政府が第1回報告書をCRCに提出→1993年6月：CRCの総括所見の公表	この過程（報告制度）が計5回反復
1993年2月	難民に関する連邦法／難民条約を批准→3月：難民の地位に関する議定書を批准	
1993年3月	強制移住者に関する連邦法	
1993年7月	健康保護法の基本原則	
1993年11月	大統領府属人権委員会の設置→2004年11月：独立した現委員会に改組	→2021年6月の項
1993年12月	憲法（全137条）⇒2020年7月：大幅改正（一部が「プーチン憲法化」＝最長の大統領任期は2036年まで）	第43条：教育権
1994年8月	大統領プログラム「ロシアの子ども」（1996～1997年） ⇒同（1998～2000年）」	
1994年12月	第1次チェチェン紛争（～1996年8月） ⇒第2次チェチェン紛争（1998年10月～2009年4月）	
1995年1月	青少年の公的団体の国家支援に関する連邦法 民法第1部（総則・物件・債権総則）施行→1996年3月：第2部（債権各則）施行	
1995年5月	子どものいる家族に対する国家給付に関する連邦法	児童手当の導入
1995年8月	慈善活動と慈善団体に関する連邦法	
1995年11月	障害者福祉に関する連邦法	
1995年12月	家族法（全170条）	
1996年2月	欧州評議会に加盟（＝欧州人権条約の締約国）	8月：最後の死刑執行
1996年6月	刑法（全359条）→2003年11月：人身取引禁止の規範を導入した改正（人身取引防止議定書批准の条件整備）	
1996年12月	孤児・社会的孤児の社会的支援の追加的保障に関する連邦法	
1997年2月	人権委員会法（全44条）	
1997年11月	身分事項登録法（出生・婚姻・出産・死亡などの登録）	
1998年3月	兵役義務と兵役に関する連邦法（18～26歳の男性に兵役の義務）	
1998年5月	拷問と非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の防止に関する欧州条約を批准 欧州社会憲章を批准→2009年3月：同（改正）を批准	→2022年3月の項
1998年6月	未成年者の権利保護の基礎に関する連邦法	
1998年7月	子どもの権利法（ロシア連邦の子どもの権利の基本的保護に関する連邦法、全5章25条）⇒2009年5月：改正	註1の拙稿参照
1998年8月	欧州評議会「国内少数民族保護枠組み条約」を批准	
1999年6月	ネグレクトと少年非行の防止制度の原則に関する連邦法	
1999年7月	国家社会扶助法（生活保護制度の法的基盤）	
1999年10月	最低生活水準法（貧困線に相当する最低生活費の算出について規定）	

1999年12月	ウラジーミル・プーチン（1952-）大統領代行（首相）就任（-2020.5） ➡①第1期（2000.5-2004.5）➡②第2期（2004.5-2008.5）[→首相：2008.5-2012.5→「通算2期まで」のリセット] ➡③新第1期（2012.5-2018.5）➡④新第2期（2018.5-2024.5）[→2020年憲法改正→「通算2期まで」の再リセット] ➡⑤新々第1期（2024.5- [2030.5 予定]）[➡⑥新々第2期（2030.5-2036.5 予定）]	
2000年9月	国際的な養子縁組に関する子どもの保護・協力に関する条約（ハーグ国際養子縁組条約）に署名（未批准）	
2000年11月	欧州人権条約第12議定書（差別禁止）に署名	
2001年3月	第1回全ロシア非政府組織（NGO）会議「ロシアの子どものための市民社会」	
2001年4月	要保護児童の国立データ・バンクに関する連邦法	
2001年12月	刑事訴訟法（全475条）→2002年7月：子どもの権利に焦点を当てた同法改正／労働法（全424条）	
2001年	「子どもの年」	
2002年4月	ロシア連邦市民権に関する連邦法／（参考）同年：ロシア連邦における外国人の法的地位に関する連邦法	
2002年10月	第1回人口センサス➡2010年10月：第2回➡2021年10月：第3回	前回は1989年1月（ソ連期最後）
2002年12月	子ども問題に関する国際的・全国的な公的団体120が司法省に登録（1997年38団体） 連邦重点プログラム「2010年までの農村地域における社会発展」（基礎医療の強化など）	
2003年3月	最悪の形態の児童労働の禁止と撤廃のための即時行動に関するILO第182号条約を批准	
2004年5月	国際的組織犯罪防止に関する国連条約を補足する人（特に女性・子ども）の取引を防止・抑止・処罰するための議定書（国際組織犯罪防止条約人身取引防止議定書）を批准	
2004年7月	女性差別撤廃条約の選択議定書を批准	
2005年4月	社会院に関する連邦法に大統領が署名→7月：施行、構成員選出→2006年：活動開始	
2006年1月	国家優先保健プロジェクトにもとづく妊産婦証明書プログラム開始（妊産婦と胎児・新生児・乳児の健康状態の改善）	
2006年7月	情報・情報技術・情報保護に関する連邦法	
2006年11月	政府決定「国内における養子縁組に関する外国の団体・組織の活動とその実施の管理」	国際養子縁組の規制
2006年12月	子どものいる家族に対する追加的国家支援措置に関する連邦法→2007年：母親手当の支給	「母親（家族）資本」
2007年12月	連邦国家教育スタンダードの導入（→2022年9月：連邦基礎普通教育プログラム）	
2008年2月	大統領令「厳しい生活下にある子どもの支援基金」	2008～2020年の基金
2008年4月	後見・保佐に関する連邦法	

2008年 5 月	政令「一時里親制度」	
2008年 7 月	「家族の日」制定	
2008年 9 月	武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書（子ども兵士禁止条約）の批准	
2009年 7 月	母親により産院に放置された新生児の出生登録を規定する身分登録簿に関する連邦法の改正	
2009年 9 月	大統領令「大統領付属子どもの権利委員について」	→2018年12月：改正
2009年 9 月	孤児分野における二国間国際協定をイタリアとの間で締結→英国・米国など8か国との交渉継続	
2010年12月	健康・発達に有害な情報からの子どもの保護に関する連邦法：麻薬・自殺防止→2013年改正：性的少数者の宣伝禁止→2018年改正：「違法」公式サイトの登録と利用制限	
2011年 2 月	政府決定「2011～2015年の教育発展連邦目標計画」 →2015年 5 月：同「2016～2020年の……」	
2011年 7 月	国際的な子どもの奪取の民事上の側面に関する条約（子どもの奪取条約）を批准	
2012年 2 月	孤児・無保護児への住居提供の規制法令の改正法 未成年者に対する性犯罪を厳罰化する刑法とその他の連邦法の改正法	
2012年 5 月	大統領令「ロシア連邦における人口政策の実施に関する措置」	
2012年 6 月	大統領令「子どもの利益擁護に関する2012～2017年の国家戦略」（国家子ども戦略）	→同戦略の主目的達成の政策文書5点（☆）
2012年 7 月	外国の代理人法→2017年11月：マスメディア法改正（外国メディアを外国の代理人とみなす） NPO 法改正（外国の代理人の機能を遂行する NPO の活動規制・監視の強化）	
2012年 8 月	親の責任と子どもの保護措置に関する管轄権・準拠法・承認・執行・協力に関するハーグ条約に加入	
2012年 9 月	障害者権利条約を批准	
2012年11月	孤児・無保護児の保護に関する国家政策の実施措置に関する大統領令	
2012年12月	ユニセフ・モスクワ事務所の閉鎖 大統領令「2025年までのロシア連邦国家政策戦略」（先住民の子どもの文化的・言語的同一性の保護）	
2013年 4 月	子どもの人身売買・搾取・売春、未成年者のポルノ画像の制作・販売活動の防止を目的とした連邦法の改正法	
2013年 6 月	ゲイ・プロパガンダ禁止法（同性愛宣伝禁止法）	→2022年12月
2013年 7 月	孤児・無保護児の養護に関する連邦法の改正法	
2013年 8 月	性的搾取・性的虐待からの子どもの保護に関する欧州評議会条約（ランサローテ条約）を批准	

2013年 9 月	児童売買・児童買春・児童ポルノに関する子どもの権利条約の選択議定書（児童ポルノ禁止条約）の批准	
2013年10月	文部科学省令「保育に関する国家連邦教育スタンダード（ФГОС; ФГДСДО）の承認」	
2013年12月	市民向け社会サービスの基盤に関する連邦法	
2014年 3 月	ウクライナ領のクリミア自治共和国とセヴァストポリ特別市をロシアに併合	
2014年 7 月	☆2017年までの子ども向け修復的司法実施に向けた調停サービス網構築政策枠組み	
2014年 9 月	☆子どもの補償教育の政策枠組み	
2015年 5 月	☆2025年までのロシアの教育発展戦略 外国・国際の非政府組織の望ましくない活動に関する連邦法	
2015年12月	国家バリアフリー環境整備計画（2011～2020年）	
2016年 8 月	☆2020年までのロシアの早期介入の政策枠組み	
2016年12月	「国家民族政策の実施」国家プログラム	
2017年 3 月	☆児童虐待・青少年犯罪防止制度整備に関する政策枠組み	
2017年 5 月	大統領令「子どもの10年」（2018～2027年）の宣言→2021年 1 月：主要活動の計画承認	
2017年12月	子どものいる家族への月額給付金に関する連邦法	
2018年12月	子どもの権利委員に関する連邦法（全15条）	
2019年 3 月	2つの連邦法から成る「ロシア権威不敬法」 主権インターネット法	
2020年12月	ロシア国営メディアのコンテンツを検閲したウェブサイト（Twitter, Facebook, YouTube）を遮断できる連邦法→しだいに対象が拡大	
2021年 6 月	国内人権機関世界連合の認証制度でロシアの人権委員会が B 資格から A 資格（パリ原則に完全に準拠）に→2023年 3 月：認定停止→10月：特別審査、認定資格取消し勧告→2024年：第 2 回審査で認定資格取消し	
2021年 9 月	政令「2025年までのロシア人口政策構想の実施計画（2021～2025年）の承認について」	
2021年10月	独立系新聞『ノーバヤ・ガゼータ』編集長ドミトリー・ムラトフがノーベル平和賞受賞→2022年 3 月：同紙の業務一時停止（「特別軍事作戦」終了まで）	
2021年12月	人権団体メモリアルの閉鎖を最高裁判所が命じる→2022年10月：ノーベル平和賞受賞→2023年 2 月：命令を不服とする上告を最高裁判所が棄却→解散	
2022年 2 月	ウクライナ侵攻の開戦	
2022年 3 月	国連人権理事会がウクライナに関する独立国際調査委員会を設置 「ロシア軍の信用を傷つける行為」に対する行政罰・刑事罰を導入する法律など（総称「戦争検閲法」） 欧州評議会がロシアを <u>除名</u> （→欧州人権条約の締約国でなくなる）	下線部はロシア側からみて「脱退」

2022年 4 月	人権理事会の理事国としてのロシアの資格停止を求める決議を国連総会が採択 ヒューマン・ライツやアムネスティなど15の外国 NGO・財団の登録の取消し→現地事務所の閉鎖	
2022年 6 月	欧州高等教育圏から離脱	
2022年 7 月	外国の影響下にある者の活動の規制に関する連邦法	
2022年 8 月	大統領令「ロシア連邦国家表彰制度の改善に関する特定問題」（10人以上の子どもを出産・養育した女性に荣誉称号「母親英雄」と100万ルーブルの一時金などを授与）	
2022年 9 月	学校教育に「大切な会話」導入→2024年10月：一部の保育施設にも導入	愛国教育
2022年10月	人権理事会がロシアの人権状況を監視する特別報告者を任命する動議を可決→2023年 5 月：任命	→2023年 9 月
2022年12月	LGBT と性転換の「宣伝」を禁止する法律	
2023年 1 月	モスクワ・ヘルシンキ・グループに閉鎖命令→サハロフ・センター、ソヴァ・センターなども	著名な人権団体の解散
2023年 3 月	国連人権高等弁務官事務所「ウクライナに関する独立国際調査委員会報告書」を公表 国際刑事裁判所（ICC）が、ウクライナの子どもをロシアに不法移送した戦争犯罪の疑いで、プーチンと子どもの権利委員リボワ＝ペロワに逮捕状を出す	Мария Алексеевна Львова-Белова (1984-)
2023年 4 月	「ロシアが当事国ではない」外国と国際組織への支援を犯罪とする連邦法（略称） 子どもの権利委員名による報告書「特別軍事作戦期間中の児童保護活動」の公表（→10月：第2号→2024年 6 月：第3号） 国内人権機関欧州ネットワークがロシアの人権委員会の会員資格を剥奪	
2023年 7 月	トランスフォビア法、性転換禁止法	
2023年 8 月	人権理事会のロシアに対する第4回普遍的定期（的）審査（UPR）：国家報告書提出→2024年 4 月：人権理事会決定公表	第1回：2008年→第2回：2013年→第3回：2018年
2023年 9 月	「ロシアの人権状況に関する〔第1回〕特別報告書」を人権理事会に提出→2024年 9 月：第2回報告書→2025年 9 月：第3回報告書 ウクライナ全土と占領地の高校生に新たな「統一」歴史教科書を配布	
2023年11月	2024年を「家族の年」と宣言する大統領令	翌年末：総括の式典
2024年 1 月	ウクライナから強制移送または強制送還された子どもに簡易な手続でロシア国籍を付与する大統領令	
2024年 5 月	ウクライナ侵攻による殺傷児数は1993人になるとユニセフが報告 →2025年 2 月：2520人以上と発表	
2024年11月	出産拒否の宣伝禁止の連邦法	

註：法律の正式名は、たとえば、「20〇年 6 月〇日付『……に関する』連邦法第〇号」（Федеральный закон № 〇 от 〇 июня 20〇 года < 〇……> ; Federal Act No. 〇 of 〇 June 20〇 on……）である。ここではそれを「……に関する連邦法」とし、よく使う法律名については単に「教育法」「家族法」などと記

す／「ヒューマン・ライツ（・ウオッチ）」「アムネスティ（・インターナショナル）」の略／年表中の国際人権条約の英語表記と国連総会での採択年は次のとおりである。

「難民の地位に関する条約（難民条約）」（Convention relating to the Status of Refugees）（1951年）、
「難民の地位に関する議定書」（Protocol relating to the Status of Refugees）（1967年）／「拷問と非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の防止に関する欧州条約」（European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment）（1987年）／「国内少数民族保護枠組み条約」（the Framework Convention on the Protection of National Minorities）（1994年）／「国際的な養子縁組に関する子どもの保護・協力に関する条約（ハーグ国際養子縁組条約）」（the Hague Convention on Protection of Children and Cooperation in Respect of Intercountry Adoption）（1993年）／「欧州人権条約第12議定書（差別禁止）」（Protocol No.12 (non-discrimination) to the European Convention on the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms）（2000年）／「最悪の形態の児童労働の禁止と撤廃のための即時行動に関するILO第182号条約」（ILO Convention No.182 concerning the Prohibition and Immediate Action for the Elimination of the Worst Forms of Child Labour）（1999年）／「国際的組織犯罪防止に関する国連条約を補足する人（特に女性・子ども）の取引を防止・抑止・処罰するための議定書（国際組織犯罪防止条約人身取引防止議定書）」（A Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime）（2000年）／「女性差別撤廃条約の選択議定書」（Optional Protocol to the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women）（1989年）／「武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書（子ども兵士禁止条約）」（The Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the Involvement of Children in Armed Conflict）（2000年）／「国際的な子どもの奪取の民事上の側面に関する条約（子どもの奪取条約）」（Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction : Hague Abduction Convention）（1980年）／「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」（the Convention on the Rights of Persons with Disabilities）（2006年）／「性的搾取・性的虐待からの子どもの保護に関する欧州評議会条約（ランサローテ条約）」（the Council of Europe Convention on Protection of Children against Sexual Exploitation and Sexual Abuse）（2007年）／「児童売買・児童買春・児童ポルノに関する子どもの権利条約の選択議定書（児童ポルノ禁止条約）」（Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the Sale of Children, Child Prostitution and Child Pornography）（2000年）。

出典：第1回～第6/7回の政府報告書と総括所見をもとに、関連法令・事項や国際組織・国連機関・国際人権NGO、ロシア大統領府・ロシア人権委員会、ロシア大統領府属子どもの権利委員の公式サイトなど。

以下では、各年代に分けて、子どもの権利と子ども政策の内容と特徴を指摘したい。

（1）1990年代

1990年代に連続する1980年代後半には、今から言えばソ連末期におけるミハイル・ゴルバチョフ（1930-2022）によるペレストロイカ（再建）政策が進み、その結果として、国際的には冷戦が終焉し、東欧で革命が連続し（その一環として東西ドイツが統一され）た。他方、国内的には、ソ連の「新生」が模索されていたものの、それがほとんど進まないうちに、古いソ連を志向するクーデターが1990年8月に起こった。翌1991年にはソ連そのものを解体する動きが加速し、同年末に、ソ連の15の構成共和国がそのまま独立する形で、ソ連という国が70年ほどの歴史を終えた。

ソ連解体を主導した一人であるエリツィンは、1991年に初の直接選挙でロシア共和国大統領に選出され、同共和国がロシア連邦として独立したあとは連邦初代大統領となった。ソ連解体を国外から後押ししたのは欧米諸国、特に米国である。同国のシカゴ学派の影響力が強い国際通貨基金（IMF）による市場経済至上主義（原理主義）が1992年頭からロシアの経済と社会を「どん底」に落とし込み、1990年代を通して国民生活に窮乏化を強いたことについては、必要に応じて、幾つか

の拙稿でも部分的にふれてきた⁷。

この約10年間における子どもの権利をめぐる動向の特徴は、子どもの権利どころか、生活そのものが「どん底」への急降下を迫られた一方で、政治的民主主義の導入を建前とした新しいロシア国家に必要な法的整備がある程度まで進められ、**子どもの権利関連法令**も形式を整え始めたという点である。

後者についてみれば、年表にあるように、主な法令だけでも、憲法（1993年）、教育法（1992年）、民法、家族法（ともに1995年）、刑法（1996年）、人権委員会法⁸、身分事項登録法（ともに1997年）、子どもの権利法（1998年）⁹などが制定された。ほかにも、たとえば1995年だけに限っても、子ども問題に直接に関係する「青少年の公的団体の国家支援」「子どものいる家族に対する国家給付」「慈善活動と慈善団体」「障害者福祉」に関する各連邦法が定められた。それが、1999年になると、「ネグレクトと少年非行の防止制度の原則に関する連邦法」「国家社会扶助法」「最低生活水準法」など、より深刻な事態に対応した法令の制定となった。

同時に、**国際人権条約**の批准も進み、難民条約（1993年）、拷問と非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の防止に関する欧州条約、国内少数民族保護枠組み条約（欧州評議会、ともに1998年）の締約国となった。こうした流れは2000年代にも続いていく。

また、結果的には「絵に描いた餅」に終わったものの、悲惨な子どもの現状を改善するため、大統領プログラム「ロシアの子ども」（1996～1997年）が1994年の大統領令によって承認された。同プログラムは、「障害児」「孤児」「北方の子ども」「チェルノブイリの子ども」「家族計画」「ベビーフード産業の発展」という個別のプログラムから構成されており、終了後には大統領プログラム「ロシアの子ども」（1998～2000年）に継続された。1990年代後半に政権が重視した具体的な子ども問題がこれらの名称からわかる。

（2）2000年代

世紀転換期に大統領がエリツィンから、当時は無名のプーチンに代わったものの、市場経済至上主義と政治的民主主義の追求という国家の方向性は、一定の修正を受けながらも、基本的に継続した。このうち、前者すなわち経済にとってロシアが幸運だったのでは、原油と天然ガスという油価の国際市場価格が高騰し始めたことである。その一定部分は、1990年代にエリツィンとその側近の「エリツィン・ファミリー」と俗称された新興財閥（オルガルヒ）が私物化したように、プーチンと彼を支援する新たな政治グループ「シロヴィキ」、プーチンに対する政治的従順を示すオルガルヒによって私的に流用された。他方、その他の一定部分は国民生活に還元され、1990年代に壊された生活基盤がある程度まで再建されるのに役立った。

子どもについてみれば、同年代に急増した浮浪児（ストリート・チルドレン）が、2000年代にはかなり減少し、子どもの通う保育施設や学校の施設・設備も更新・拡充されるようになった。その意味で、子どもの「保護される権利」¹⁰などは一定程度、改善した。

それと並んで、1990年代に着手された**子どもの権利関連法令**の整備も2000年代にさらに進んだ。たとえば、年表にあるように、要保護児童の国立データ・バンクに関する連邦法、労働法、刑事訴訟法（ともに2001年）、同法の改正、市民権に関する連邦法（ともに2002年）、後見・保佐に関する連邦法（2008年）などの制定・改正である。

同様に、**国際人権条約**についても次の条約が署名・批准された。ハーグ国際養子縁組条約、欧州人権条約第12議定書（差別禁止）（ともに2000年）、最悪の形態の児童労働の禁止と撤廃のための即時行動に関するILO第182号条約（2003年）、国際組織犯罪防止条約人身取引防止議定書、女性差別撤廃条約の選択議定書（ともに2004年）、子ども兵士禁止条約（2008年）など。

この傾向は2010年代前半まで続き、ロシアは、子どもの奪取条約（2011年）、障害者権利条約（2012年）、ランサローテ条約、児童ポルノ禁止条約（ともに2013年）などの締約国となった。ただ、その後は、主な国際人権条約への政府の対応に関する情報を見いだせない。

2000年代中頃には、ソ連解体とほぼ同時に始まっていた急激な少子化と人口減少がロシア社会にもたらす問題に政権が一定の関心を示すようになった。プーチン大統領2期目の2006年には、5月の上院向け年次教書演説で、昨年のそれに続いて、**人口問題**の重要性・緊急性を強調するとともに、「出生率上昇プログラムの策定と児童手当の増額」を提案した¹¹。それを受けたのが12月の「子どものいる家族に対する追加的国家支援措置に関する連邦法」である。同法にもとづいて、翌年から「母親（家族）資本」と呼ばれる相当額の母親手当が支給され始め¹²、その結果、合計出生率がやや上昇し、出生数が微増した。ただ、これは、本来なら少しあとの出産が先取りされた結果であり、中期的にみると、少子化と人口減少の傾向にほとんど影響を与えなかった¹³。それでも、ひとたび始めた政策をやめるのは難しく、母親資本は、その形態や内容を修正しつつ、現在まで継続しており¹⁴、年次教書演説での人口問題への言及もほぼ毎年、続いている¹⁵。

少し先走ったので2000年代に戻ると、別の健全な側面がみえてくる。それは、官製ではなく民間の**NGO**や**NPO**による子ども（の権利）問題への取り組みである。具体的には、2001年に第1回全ロシア非政府組織（NGO）会議「ロシアの子どものための市民社会」が開催され、1000団体以上が参加したうえ、政府と連邦省庁における子ども関連問題に関する諸々の諮問機関・作業部会のメンバーとしてNGOが関与していった。これらのNGOはペレストロイカ期～1990年代に誕生したものが多く、ロシア社会に政治的民主主義を市民レベルで定着させようという運動の一端を担っていた。その一部である子ども問題に関する国際的・全国的な公的団体120が翌2002年、司法省に登録された。この数は1997年に38だったので、5年間で3倍以上に増えたことになる。

こうしたNGOやNPOの活動を基盤に、子どもの権利条約に関する第2回（1998年）と第3回（2004年）の政府報告書には代替報告書が作成され、CRCに提出された（次稿を参照）。

（3）2010年代

1期4年間で、連続2期までという大統領任期に関する憲法第81条の規定に沿って、プーチンは

2008年の大統領選挙に出なかった。ただ、自らの後継者として首相のメドベージェフを指名し、彼が大統領に選出されると、プーチンは首相に任命された。こうした大統領と首相の交代の4年間（双頭＝タンデム体制）を挟んで、2012年3月の大統領選挙にプーチンは再び出馬した（2008年末の憲法改正により1期の年限は6年間に延長）。前年末の下院選挙のときほどではなかったものの、市民・国民による大規模なデモンストレーションなどが行なわれるなか実施された1回目の投票でプーチンは6割強の支持を得て、彼としては3期目の大統領に就いた（首相にはメドベージェフを再び任命）。

この苦い経験を契機に、プーチンは自らの権威主義的体質を徐々に露わにするようになる。子どもの権利や人権に関連する動きとしては、まず、就任直後の7月に「外国の代理人法」を成立させるとともに¹⁶、「非営利団体に関する連邦法」（通称「NPO法」、1996年1月）を「外国の代理人の機能を遂行する非営利団体の活動規制に関するロシア連邦の特定法令の改正法」に改めた¹⁷。

その結果、2000年代に活動を活発化させたNPOやNGOに対する規制が強化され、500弱の団体の司法省への登録が義務となった。さらに、外国から資金提供を受けたり、政治活動に携わっていたりするとみなされたNPOには、活動・役員に関する報告書（年2回）、外国からの寄付などの使途を含む収支報告書（年4回）、監査報告書（年1回）などの提出や、「外国の代理人の役割を果たすNPOの発行・発信である」という旨の記載が出版物などに義務づけられた。また、2017年のマスメディア法改正では、外国メディアは外国の代理人とみなされ、同様な義務が課せられた¹⁸。NPOやNGOを政府や関連省庁のパートナーとみなしていた2000年代までとは政治や社会の雰囲気明らかに変化した¹⁹。

時期は前後するものの、2015年には「外国・国際の非政府組織の望ましくない活動に関する連邦法」が成立し、「望ましくない」とみなされた組織²⁰との接触、たとえばセミナーへの出席やインタビューの実施などに罰金刑や懲役刑が科せられることになった²¹。

関連して、1997年からロシアで活動してきたユニセフの現地事務所が、2009年以來の段階的撤退の要請を受けて、2012年末に閉鎖された。その少し前には米国国際開発庁（USAID）も同じく撤退していた²²。

以上のように「外国の目」を恐れ、それを排除しようとするのは、権威主義体制によくみられる特徴である²³。

同様な攻撃は性的少数者にも向けられた。たとえば、2010年に成立していた「健康・発達に有害な情報からの子どもの保護に関する連邦法」は、当初、麻薬の乱用や自殺の教唆などに関する情報が有害とされていた。それが2013年に改正され、性的少数者に関する情報の提供がその宣伝とみなされ、禁止された。2018年にはこうした「違法」公式サイトの登録と利用の制限が可能になった。また、2013年には「伝統的家族観の否定を助長する情報から子どもを保護するために『健康と発達に有害な情報からの子どもの保護に関する連邦法』第5条とロシア連邦の特定法令の改正に関する連邦法」（略称「ゲイ・プロパガンダ禁止法」あるいは「同性愛宣伝禁止法」）が制定された。

上記の下線部は、子どもの権利条約第17条（適切な情報へのアクセス）の（e）にある「子どもの福祉に有害な情報および資料から子どもを保護する」から借用した表現である。それが、「政権の特定の考えにとって有害な情報」にすり替えられ、性的少数者の抑圧に使われている。以上に代表される一連の政策がプーチンの大統領復帰直後の2012～2013年に打ち出されていた。

この背景には「大国ロシアの復活」というプーチンの願望（野望）があり²⁴、それを親密圏で支える核となる夫婦・親子・家族の「健全化」を図る必要があると考えられた。そして、この健全化は、国家の非常時に、子どもや若者、その親・家族が国家に無条件で自らを捧げるという愛国主義と一体化していた。

それだけに、子どもやその権利に対する見方も、「保護の対象のみとしての子どもとその権利」という一面的なものにならざるを得なかった。そこでは、子どもの権利条約の提起した別の見方「自らの権利を担う主体として、その実現に取りくむ子ども」は否定・拒絶された。前者の子ども（の権利）観だけなら、それを保護する政権とその代表としての大統領、すなわち「慈父としての大統領」というイメージを子どもや国民に与えることできる、とみなされたからである。

以上のような全体的な枠組みでの子ども政策として幾つかの**国家計画**があげられる。たとえば、2012年の大統領令で承認された「子どもの利益擁護に関する2012～2017年の国家戦略」（国家子ども戦略）と、それに関連する5点の政策文書がある。この戦略は「国際法で一般的に認められている原則と規範にもとづき、子どもの利益に関する国家政策の主な方向性・目的、その実施の主要な構造を特定すること」²⁵を主な目標とする。5つの政策文書とは、年表にあるように、「子ども向け修復的司法実施に向けた調停サービス網構築政策枠組み」「子どもの補償教育の政策枠組み」「教育発展戦略」「早期介入の政策枠組み」「児童虐待・青少年犯罪防止制度整備に関する政策枠組み」である。このうち、最初の「修復的司法」とは「被害者と加害者、犯罪の影響を受けた周囲の人々など、事件の当事者が主体的に集まり話し合うことで、事件によって引き起こされた害悪の解決とともに模索する取り組み」²⁶であり、世紀転換期頃から日本にも紹介され出した。4つ目の「早期介入」（early intervention）というのは「（障害の）早期発見」のことで、主な対象は生後3歳までの子どもである。

国家子ども戦略が終了した2017年の翌年には「子どもの10年」（2018～2027年）が大統領令で宣言され、2021年にはその主要活動の計画が承認された。ただ、その直後にウクライナ侵攻が始まったので、この「10年」は机上の空論に帰しているであろう。

2010年代の子どもの権利をめぐる動向の最後に論及すべきなのは、「**子どもの権利委員**に関する連邦法」が2018年末に成立し、大統領府属子どもの権利委員と連邦構成主体²⁷子どもの権利委員の法的地位などが確定したことである。

その内容に立ち入る前に、子どもの権利委員の設置について初めて規定した2009年の大統領令にふれたい。それは、大統領府属子どもの権利委員の新設と委員の権限、連邦構成主体での子どもの権利委員の設置の勧告についてふれた全7項の短い文書であった²⁸。

同令にもとづいて、当時のメドベージェフ大統領が初代子どもの権利委員に任命した「アレクセイ・ゴロバンは、これまで児童人権オンブズマン〔人権委員会における子どもの権利担当者〕として児童の権利保護に尽力してきた人物」であり、この任命は「児童権利保護問題が社会での幅広い議論の対象となるよう注意喚起を促したという点で、概ね評価され」たという。一方で、「一部の国内メディアからは批判の声も上がって」おり、その一例として、代表的なロシア紙『独立新聞』（Независимая газета）2009年9月2日号は、子どもの権利委員の政治的な「独立性の欠如に対する危惧」と、子どもの権利委員の活動対象の限定による「活動成果に対する疑問」を指摘していた²⁹。このうち、前者は、その後も改善されるどころか、逆に、政治的従属性が強化されることになる。

それを規定したのが2018年の子どもの権利委員法である。その構成は次のとおりである。

第1条 総則／第2条 子どもの権利委員の活動／第3条 子どもの権利委員の任命と権限の終了／第4条 子どもの権利委員の要件／第5条 子どもの権利委員の主な任務／第6条 子どもの権利委員の権限／第7条 子どもの権利委員による申立ての審査／第8条 子どもの権利委員の年次報告／第9条 子どもの権利委員と、子どもの権利と正当な利益の保護を担当する国家機関・地方自治体・職員との連携／第10条 公的代表者、専門家、諮問と他の協議機関／第12条 子どもの権利委員の活動への介入に関する責任／第13条 連邦構成主体の子どもの権利委員／第14条 連邦構成主体の子どもの権利委員の権限／第15条 本法の施行

各条文の見出しからわかるように、第2～12条が大統領付属の、すなわち全国的な子どもの権利委員に関する規定で、それに続く第13、14条が連邦構成主体の子どもの権利委員に関する条文である。このうち看過できないのが第3条で、その全2項は次のとおりである。

1. 子どもの権利委員は、ロシア連邦大統領により5年の任期で任命される。同一人物が2期を超えて子どもの権利委員に任命されることはない。
2. 子どもの権利委員の権限は、ロシア連邦大統領の決定により、任期満了前に終了されることがある。

このように、子どもの権利委員はその任命や任期の点で大統領に完全に従属している。それが「ロシア連邦大統領付属子どもの権利委員」（Уполномоченный по правам ребенка при Президенте Российской Федерации）³⁰という意味である。この点は第8条にも反映しており、子どもの権利委員が作成する年次報告の提出先は、国民や国会ではなく、大統領である。

これでは、よく知られている「人権の促進・保護のための国内機関の地位に関する原則」（パリ原則）を満たすことができない。こうした子どもの権利委員の政治的従属性がウクライナ侵攻下で最悪な形態となって現われたことについては第2節でふれる。

【2】2020年代前半の子どもの権利と子ども政策の動向

本節では、直近の数年間の子どもの権利と子ども政策の主な動向について、(1) ロシアの側と(2) 国際組織・国連機関・国際人権 NGO などの側に分けて、内容と特徴を検討する。

(1) ロシア側の動向

ウクライナ侵攻に先立つ2020年に、それと緊密に関連する憲法の大幅な改正がなされた³¹。先行研究によれば³²、改正の特徴は次の4点にまとめられる(以下の条文訳には溝口修平訳[の一部修正]を補う)。

- ①大統領権限の拡大と任期の例外規定：「同一人物が2期を超えてロシア連邦大統領を務めることはできない」(第81条第3項)という任期規定に、「過去にロシア連邦大統領であった人物、現在ロシア連邦大統領である人物」には適用されない旨の第3-1項が追加された。その結果、プーチン大統領は、最長で2036年まで、その職を続けることが可能となった。
- ②国際法に対する憲法の優先：改正第79条に「憲法に合致しない条約にもとづいた国際法は国内では執行されない」という旨の条文が加えられた。
- ③領土割譲の禁止：第67条に「領土の統一性〔領域的一体性〕」「領土の一部を譲渡しようとする行為及びそのような事態を発生させる行為は認めない〔領土の一部の譲渡に向けられた(……)活動、およびそのような活動を呼びかけることは認められない〕」と規定する第2-1項が追加された。
- ④家族などに関する保守的〔右派的〕思想：第72条第1項第7-1号の改正により、「男性と女性の結びつき(союза мужчины и женщины)としての婚姻制度」の保護が規定され³³、結果的に同性婚が除外された。また、追加された第67-1条第2、3項で、歴史的団結、神への信仰、祖国の防衛者の追悼など、歴史観や思想の統一について規定した。

以上に2点を追加したい。その1点目は、②にある憲法と国際法の関係である。改正された第79条の全文は次のとおりである。

ロシア連邦は、人権・市民権と自由を制限し、ロシア連邦の憲法秩序の基本原則に抵触しない限り、ロシア連邦の国際条約に従って国家間連合(межгосударственные объединения)に参加し、その権限の一部をこれらの連合に委任することができる。ロシア連邦の国際条約の規定にもとづいて採択された国際機関(межгосударственные органы)の決定は、ロシア連邦憲法と矛盾すると解釈された場合、ロシア連邦において執行されない。

1993年憲法の第79条は前段のみで、そこでは「憲法→国際条約→一般法」という上位法優先に関する一般的原則を前提として(なお、第15条第4項には、ロシアの法律に定められた規則と異なることがロシアの批准した「国際条約によって定められた場合には、国際条約の規則が適用される」とある)、国際条約を順守する姿勢が示されている。2020年改正で追加された後段では、「憲法→国際条約」という優先順位が絶対視され、「国際条約に従って国家間連合に参加し、その権限の一部をこれらの連合に委任する」という前段の規定が「骨抜き」になっている。これによって、ロシア

が締約国となっている多数の国際人権条約についても、その国内実施の責務を果たさなくてもよくなる。

2点目は、④にある「追加された第67-1条第2、3項」に続く第4項で、国家における子ども（問題）の位置づけが次のようになされていることである。

子どもは、ロシアの国家政策の重要な優先事項である。国家は、子どもの全面的な精神的・道徳的・知的・身体的な発達と、愛国心、公民意識、年長者への敬意（уважение к старшим）の育成とを促す環境を作り出す。国家は、家庭教育の優先を保障しつつ、家庭環境を奪われた子ども〔無保護児〕に対する親の義務を引き受ける。

ここには、最初の文章で「国家政策の重要な優先事項」とした子どもについて、続く文章で、その全面的な発達とともに、「年長者への敬意」という道徳的項目や、愛国心という国家主義的項目が混入されている。

ところで、ロシアの憲法は硬性憲法であり、その改正には国民投票などの厳格な手続が求められるので（溝口修平）、国民投票に際して国民を引きつける改正点も必要となった。具体的には、「社会保障の拡充」につながる諸方策が改正案の作成過程で提案された。だが、その大半は改正案に盛り込まれず、「実質に乏しい投票動員手段」となった（永網憲悟）。しかし、この点に対する国民の関心は高く、6月25日～7月1日に実施された国民投票の投票率は68%で成立し、賛否の内訳は、賛成79%、反対21%となり、憲法改正は承認された³⁴。

この改正がその後の事態の契機や基盤となり、子どもの権利や人権に対する規制の強化、愛国心の高揚と政権に対する従順さの強制、それに疑問をもったり、反対したりする人々への抑圧・弾圧——その総仕上げとしてのウクライナ侵攻の開戦とその下でのプーチンの「皇帝化」とでもいえるべき事態が2020年代前半に急速に進んできた。そのうち子どもの権利に直接・間接に関連する動きを経年的にみていこう。

まず、この時期の直前の2019年に、ロシア国家・ロシア当局・ロシア社会、ロシアの国家シンボル、憲法に対する露骨な軽蔑を含む情報の発信を禁止する「情報・情報技術・情報保護に関する連邦法の改正法」と、そうした行為を行なった自然人・法人に巨額の罰金と最長15日間の懲役を科す「行政違反法の改正に関する連邦法」が成立した³⁵。

これらを一括した名称「**ロシア権威不敬法**」が示すように、ロシア社会は権威主義体制に完全に移行した。刑法に不敬罪が規定されていた戦前日本社会と同じように、何がこの犯罪に当たるのかという点が現代ロシア社会でも曖昧なため、社会の自己規制や萎縮、さらには密告などが生じやすいことが、権威や権力の側からみて、不敬罪や不敬法の最大の効果なのであろう。実際にロシア社会でも、近年、こうした傾向が強まってきている。

2020年になると、**オンライン上の情報**の送受信に対する規制もより強化された³⁶。まず、ロシア国営メディアのコンテンツを検閲した（censor）ツイッターやフェイスブック、ユーチューブを遮断する権限を当局に与える法案が下院に提出され、年末に可決された³⁷。その後、遮断できるイン

ターネット上の情報源は次々に増え、それをかいくぐる方法が人々の間に広まると、それへの対策がとられる、ということが続いてきた³⁸。だが、2024年時点では、ロシア連邦情報・通信・情報技術監督庁（略称「ロスコムナズール」）が国内のオンライン網をほぼ掌握し、政権に不利な情報を国民が入手するのはかなり難しいようである³⁹。

2021年末には、ペレストロイカ期に創立された世界的に著名な**人権団体**メモリアルの閉鎖が最高裁判所によって命じられ、翌秋にノーベル平和賞を受賞したにもかかわらず（あるいは、受賞したので）、2023年2月末に解散することになった。これは、2021年に編集長が同じ賞を受けた独立系新聞『ノーバヤ・ガゼータ』に続く出来事であり⁴⁰、国際的に注目された。

2023年初めには、1976年からモスクワで活動を始め、1980年代の中断を挟んで、長い間、旧ソ連とロシア連邦の人権問題に取りくんできたモスクワ・ヘルシンキ・グループに対してモスクワ市裁判所が解散命令を出した⁴¹。4月には、主にロシアのナショナリズムと人種差別に関する社会学的研究を2002年から行なってきたソヴァ・センターが⁴²、8月には、著名な物理学者である故アンドレイ・サハロフ博士の名を冠して1996年に創立されたサハロフ・センターが閉鎖させられた⁴³。

これらの動きが示しているのは、政権に対する異論の提起を臆さないジャーナリズムや人権団体が社会で活動できなくなったとき、その社会は事実を見る目や知る手立てを失うことになるという危険性である。逆にいえば、政権側は、ジャーナリズムや人権団体などを従属させたり、閉鎖・解散させたりしたあと、戦争に突入できるということである。

政権による社会の統制は開戦後も継続し、より強まる。2022年3月には、「ロシア軍の信用を傷つける行為」に行政罰・刑事罰を導入する法律などから成る総称「**戦争検閲法**」が成立した。その結果、ウクライナ侵攻を「戦争」と呼んだだけで、最長15年間の懲役と最高500万ルーブル（≒950万円）の罰金が科せられることになった。こうした刑罰は個人に対するものであり、法人についてはさらに重くなる。また、「ロシア」「ロシア人」「ロシアの団体」に対する批判も犯罪とされた⁴⁴。

7月には、「**外国の影響下にある者の活動の規制に関する連邦法**」（あるいは「外国の影響下で行動する者の活動の監視に関する連邦法」）が成立し、外国の代理人とそれに関連する個人に対する規制がいっそう強化された⁴⁵。

戦時下の社会に対する統制は**教育**でも強まり、2022/23学年度が始まった9月、「大切なことについての会話」（略称「大切な会話」）（Разговоры о важном）が学校や大学に導入された。この授業の目的は、国家統一・愛国心・伝統的価値観やウクライナにおける「特別軍事作戦」といったテーマで、政府の政策や国家安全保障戦略に児童・生徒・学生を同調させることにあり、愛国教育の一環として、月曜（最初は9月5日）の朝、国旗掲揚式に続いて実施された。2年後の2024年の10月には一部の保育施設（主に幼稚園）でも行なわれるようになった⁴⁶。

2022年9月には教育法が改正され、連邦国家教育スタンダードが連邦基礎普通教育プログラムに変わり、法的拘束力が強まった。「特に、ロシア語・文学、歴史と社会の教育課程は」「詳細に規定された」「シラバスや時間配分など」を遵守し、「到達目標の水準を下回」らないことになった⁴⁷。

高等教育制度にとって重要なのは、同年6月に欧州高等教育圏（The European Higher Education Area: EHEA）からロシアが離脱したことである⁴⁸。1999年に創設された欧州高等教育圏にロシアが参加したのは2003年で、それ以来、ソ連期に整備された学位制度を、学士4年→修士2年→博士3年の制度へと移行する努力を積み重ねてきた。それが中止され、再びソ連期の制度に戻ろうとするのは⁴⁹、戦時下社会に共通な「歴史の逆行」を象徴している。

教育に関するもうひとつの動きとして、ロシア政府は2023/24学年度からウクライナ全土と占領地の高校生に新たな「統一」歴史教科書を配布している。これは「ロシアとソ連当局の歴史的人権記録と植民地政策を美化し」、ウクライナ侵攻を「自衛行為として不当に正当化するものである」とアムネスティは批判している⁵⁰。

後述するウクライナの子どもの強制移送・送還と同様に、教育や養育などを通してウクライナのロシア化を図るという中期的な戦略にもとづく試み——「柔らかな植民化」「同化」をめざす政策が現存していることに注意したい。

家族や婚姻という親密圏に対する統制も、2010年代に続いて、強化された。具体的には、前述した2013年のゲイ・プロパガンダ禁止法からはほぼ10年後の2022年にLGBTと性転換の「宣伝」を禁止する法律を成立させた。前者が宣伝禁止の対象を子どもに限定していたのが、後者では全年齢層に拡大した。さらに、禁止する媒体の種類を映画・書籍・広告・テレビ・ソーシャルメディアなどに広げ、芸術、科学・研究、教育に関する例外規定を設けなかった。また、「非伝統的な性関係と（または）嗜好、小児性愛、性転換の宣伝」に幾度も言及して、性的少数者と小児性愛者を結びつけ、前者に対する恐怖と憎悪を煽っている⁵¹。

2023年7月には、トランスジェンダーの人々に対する性別適合的扱いと法的性別認定を禁止するトランスフォビア（トランスジェンダー嫌悪）法も成立した⁵²。

このようにして、性的少数者をスケープゴートにして、社会の統制・規制を図るとともに、同年11月には翌年を「**家族の年**」と宣言する大統領令を出し、政権の考える伝統的・ロシア的な婚姻像や家族像を国民に訴えた。同大統領令の趣旨は次のとおりである。

ロシアにおける大家族とは3人以上の子どものいる家族である。大家族への社会的支援は、末子が18歳になるまで、または全日制教育を受けている場合は23歳になるまで提供される。具体的な支援策としては、子どもの出産・養育を援助する国家給付金や手当を受ける権利、労働関係分野における支援措置、3人以上の子どものみを出産・養育した女性に対する早期の老齢年金受給資格などがある。複数の子どもを育てている親には、質の高い雇用を確保するため、職業教育と継続的な職業訓練が提供される。また、全国の博物館、文化・レクリエーション公園、展覧会に無料で入場する権利もある⁵³。

2024年末には「家族の年」の総括式典まで盛大に開いたわりに⁵⁴、具体的な支援策の中身は乏しいという印象を受ける。こうした家族で育てられた若者が戦線に送り込まれるのを家族は歓迎することが支援策の対価とみなされているからである。

何よりも兵力・戦力を求める政権側は、「家族の年」の最終盤の11月に「出産拒否の宣伝」を禁止する2つの連邦法に大統領が署名した。2つというのは、インターネット・メディア・映画・広告において無子を助長する情報を禁止する連邦法と、「子どもを持たない」宣伝の禁止に違反した場合の行政責任を規定したそれである⁵⁵。ここに政権の「本音」が率直に現われている。同時に、前世紀前半までの価値観を今世紀も四半世紀を過ぎる時点で表明する思想の貧しさを感じざるを得ない。

前後するが、もう少し現実的なのが、2021年の政令「2025年までのロシア人口政策構想の実施計画（2021～2025年）の承認について」である。その構成は次のようになっていた。

I. 伝統的な家族の価値観と活動的な長寿の普及・促進を目的とした活動／II. 出生率の向上をめざした子育て家庭の福祉向上を図る活動／III. 妊産婦死亡率・乳児死亡率の低減と生殖に関する健康の向上を図る活動／IV. 死亡率の低減と平均寿命の延伸を図る活動／V. 職場における健康増進を図る活動／VI. 高齢者の健康維持を図る活動／VII. 健康的なライフスタイル・体育・スポーツへの意欲を育む活動⁵⁶

わずかの間に人口問題への政権の姿勢がかなり変わり、場当たり的になっている。

（2）国際組織などの側の動向

本項では、ウクライナ侵攻後の主に国際組織や国連機関の、副次的に国際人権 NGO などの対応のうち、子どもの権利に直接・間接に関連する動向について整理しよう。それには、（A）国際組織からのロシアの除名や排除という「罰」の側面と、（B）調査・報告やそれにもとづいた国際組織のロシア政府に対する評価・指摘・勧告という「対話」の側面がある。

（A）国際組織からのロシアの除名の側面

罰的な側面の強い動きとしては、まず、開戦直後の2022年3月に欧州評議会がロシアを除名し⁵⁷、それに連動して、9月からロシアは欧州人権条約（1950年、正式名「人権と基本的自由保護のための条約」）の締約国でなくなったことがある⁵⁸。第二次世界大戦の反省を踏まえて1949年に発足した欧州評議会は、冷戦終焉後に加盟国を一挙に増やし、ロシアも1996年2に加わった。同時に、欧州人権条約の締約国となり、8月から長期間、死刑執行が中断されてきた（他方、非合法的暗殺は断続的に発生している）。このように、ロシアの人権問題は広義の欧州の人権基準にもとづいた判断に委ねられる仕組みになった。

「人権と基本的自由、法の支配を指導理念とし」⁵⁹ている欧州評議会がカバーする地理的範囲は広く、本稿冒頭の中期的研究課題の対象国であるアゼルバイジャン（2001年加盟）を含めた47か国の正式参加と米国・カナダ・日本などのオブザーバー参加を得ていた。ロシアがそこから除名され、欧州の人権ネットワークから外れたことは⁶⁰、ロシア国内外の人権問題にとって否定的な影響を与えることになってきた⁶¹。

同じ2022年3月には、年表の2021年6月の項にある**国内人権機関世界連合**（Global Alliance of National Human Rights Institutions: GANHRI）の認証制度⁶²においてロシアの人権委員会が得ていたA資格（パリ原則に完全に準拠）の判定が停止された。その後、10月に特別審査が実施され、認定資格の取消しが勧告され、2024年の第2回審査でこの取消しが正式決定された⁶³。

続く2022年4月、193か国が参加した国連総会で、ウクライナにおける「重大かつ組織的な人権の侵害・濫用」という報告を受け、国連**人権理事会**の理事国としてのロシアの資格停止を求める決議を、賛成93か国、反対24か国、棄権76か国で採択した。この前の週にキエフ郊外のブチャ市においてロシア撤退後の路上や集団墓地で数百人の民間人の遺体が発見される、という衝撃的な報道がなされたことがこの採択に影響していた⁶⁴。

同じような驚きを世界に与えたのが、侵攻開始直後から、ロシア軍が占領したウクライナ東部地域などから多数の子どもがロシア国内に強制的に移住させられ、その後に養子縁組や里親委託が進められたり、ロシアに対する愛国心教育を受けさせられたりしている、という報道である⁶⁵。しかも、この強制移送・送還問題の中心に、上で関連法を紹介した子どもの権利委員のいることが判明して、二重の衝撃が生じた。

2023年3月16日、最初の「**ウクライナに関する独立国際調査委員会報告書**」が人権理事会に提出され、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）を通して公表された⁶⁶。内容的にはこのあとの（B）に回すべきだが、論述の関係から、ここで同報告書について紹介したい。その全116段落のうち、子どもの強制移送・送還に関する部分は第95～102段落で、それぞれの要点は次のとおりである。

（95）該当する子ども数はロシア側とウクライナ側で異なっており、委員会は検証できていない。

（96）ロシア当局は、移送された子どもに対してロシア国籍の付与や里親家庭への委託など、最終的にロシアに永住することになる枠組みを用意している⁶⁷。

（97）委員会は独自にウクライナ東部地域からロシアに移送された4～17歳児164人に関する事例を調査した。

（98）その全部で、子どもの移送は国際人道法に定められた要件を満たしていなかった。

（99）戦闘状態にある地域から多数の子どもが、親の同意を得て、クリミアまたはロシア内の保養キャンプに一時的に滞在している事例もあった。だが、これらの地域がウクライナ領に戻った際、ロシア当局は親や法定後見人に、子どもを迎えに行くため、現地まで直接に出向くような無理な要求をし、家族の分離が長期化したり、無期限化したりすることがある。

（100）移送先によって子どもは、汚れた服を着せられたり、怒鳴られたり、罵倒されたりしたと証言した。食事は粗末で、障害児が適切なケアや投薬を受けられなかったこともあった。子どもは親・後見人・親族から永久に引き離されることへの恐怖を感じた。

（101）親や家族を探し出す責任は主に子ども自身に課せられていたし、親や親族は、子どもを取り戻すために、物質面・財政面・安全面で相当な困難に直面していた。結果として家族との連

絡が永久に途絶えてしまう危険性がある。

(102) 子どもの強制移送・送還は国際人道法に違反し、戦争犯罪に当たる。ロシア当局は、武力紛争の結果として離散した家族の再会をあらゆる可能な方法で促進するという国際人道法上の義務に違反し、民間人の送還を不当に遅らせるという戦争犯罪にも該当する可能性がある。

このように、調査委員会は、子どもの強制移送・送還問題について簡潔で明瞭に、しかも具体的に問題点を指摘し、それが戦争犯罪に当たるという結論を導いている⁶⁸。

この報告書公表の翌17日、国際刑事裁判所（ICC）は、入念な独自の調査と手続を踏まえて、ウクライナ東部の占領地の子どもをロシア側に移送した国際法上の戦争犯罪の疑いで、プーチンと子どもの権利委員マリヤ・リヴォヴァ＝ペロヴァに逮捕状を出した⁶⁹。その影響力は大きく、7月には、ICC 締約国である南アフリカで8月に開催される BRICS 首脳会議への出席を、逮捕を恐れたプーチンが見送ることになったし⁷⁰、2025年11月に同国で開かれた第20回20か国・地域首脳会合（G20サミット）にも同様な対応を余儀なくされた。

当然のことながら、強制移送・送還問題に対する国際組織の報告書や逮捕状に対して、**ロシア側は反発**を強めた。たとえば、同じ2023年の4月4日には「ロシア連邦大統領府属子どもの権利委員マリヤ・リヴォヴァ＝ペロヴァによる特別軍事作戦期間中の児童保護活動」と題する英文の報告書が発表され⁷¹、この問題に対する次の旨の主張が展開された。

「特別軍事作戦の枠組み内で子どもの安全と権利を保障するために支援しているのであり、その一環として、約2000人の子どもがロシアに避難した」「子どもが親と再会できるように迅速に支援したり、国際赤十字社との協力で行方不明の子どもを捜索したりしている」「ウクライナが子どもの利益に反する行動をとっており、ロシアの家族や孤児に対する嫌がらせを行なっている」「外国メディアのいうロシアによる強制移送というのは根拠のない情報である」「ロシアは ICC の管轄権を認めておらず、ICC からの正式な接触もない」など。

その後も同名の報告書の第2号が同年10月に、第3号が翌年6月に出され⁷²、同様な主張が繰り返されている。

また、より強い反発として、「ロシアが当事国ではない」外国と国際組織への支援を犯罪とする連邦法（略称）が4月28日に成立した。同法は、刑法の条項を追加・改正したものであり、ICC、外国の裁判所、ロシア政府関係者や軍関係者を訴追するために設置される可能性のある国際特別法廷などの機関との協力を犯罪とするものである⁷³。

これらの報告書や連邦法は、ロシア国内にしか通用しない「意趣返し」を通して、国民に向けた政権の正当性を国民にアピールするものである。他方で、これらは国内では効力をもっており、前述した欧州の人権ネットワークの外にロシアが位置することになったため、欧州の人権基準に救いを求めていたロシア国民の救済はいっそう難しくなった⁷⁴。

相次ぐロシアの除名・除外という動きの最後に、**国内人権機関欧州ネットワーク**（the European Network of National Human Rights Institutions: ENNHRI）についてふれたい。

広義の欧州諸国に人権委員会が整備されたことに伴い、2013年に創立された同ネットワークには、EU加盟国25か国を含む欧州評議会加盟国42か国とその他10か国、計52か国の人権委員会が会員として登録していた。各国の人権委員会と前述したパリ原則の合致度に応じて、会員の資格は「（完全に合致し）投票権をもつ会員」「（部分的に合致し）投票権のない会員」「（認定小委員会による認定を受けていない）準会員」に分かれている。ちなみに、アゼルバイジャンは「投票権のない会員」であり、ベラルーシは非会員である⁷⁵。

「投票権をもつ会員」であったロシアの人権委員会は、同ネットワークの目的と行動に沿っておらず、それを促進するような行動もとっていないため、会員としての義務を果たしていないという理由で、2023年4月11日に会員資格が剥奪された⁷⁶。

ここまで、ウクライナ侵攻後に国際組織や国連機関からロシアを除名・除外する動きをみてきた。それぞれには相応の理由と判断があった。特に、人権理事会においてロシアの理事国としての資格を停止したり、独立国際調査委員会の1年間の調査結果などを参考に、独自の調査と手続にもとづいてICCがプーチンや子どもの権利委員に逮捕状を発行したのは、道理にもとづいている。他面で、諸機関からの除名はロシアの孤立感を深め、ヨーロッパ世界と一体化できないロシアの独自性を際立たせる。それは、政治的にはロシアの東方・南方志向、すなわち中国・インド依存を促すものである一方、子どもの権利や人権からみると、これらを国内外で軽視・無視する傾向を加速することになる。

（B）国際組織のロシアとの対話の側面——調査・報告と評価・指摘・勧告——

その意味で、ロシア政府と人権理事会の特別報告者、国際人権NGOなどによる調査・報告や、それにもとづいた国際組織のロシア政府に対する評価・指摘・勧告という、双方の間での「対話」（双方向対話）の側面が重要さを増してくる。

ここでは、そうした対話の主な動きとして、人権理事会の特別報告者の活動とロシアに対する第4回普遍的定期（的）審査（UPR）⁷⁷の2つをとりあげる。ロシア政府と人権条約機関（本研究ではCRC）の間の報告制度については次稿で論じる。

最初の特別報告者というのは、人権理事会の特別手続として、「テーマ別または国別の視点から人権に関して報告と勧告を行う委任（mandate）を受けた独立の人権専門家」⁷⁸である。

ロシアに対する特別報告者については次の経過をたどってきている。まず、**ロシアの人権状況を監視する特別報告者**（Special Rapporteur on the situation of human rights in the Russian Federation）を任命する動議が2022年10月の人権理事会で可決された（A/HRC/RES/51/25）⁷⁹。翌年4月、この報告者としてブルガリア出身のマリアナ・カツァロワ（Mariana Katzarova）が任命され、5月から活動を始め、9月に「ロシアの人権状況に関する〔第1回〕特別報告書」（A/HRC/54/54、全113段落）を人権理事会に提出し、了承された。10月には任期の1年間延長が認められ、2024年9月に第2回報告書（A/HRC/57/59、全151段落）が出され、任期が再延長された。

同じことが再度、繰り返され、2025年9月に第3回報告書（A/HRC/60/59、全142段落）が発表され⁸⁰、10月には3回目の任期延長が行なわれている。

本稿執筆時点で事前編集版（advance edited version）の第3回報告書を除いて、第1、2回の報告書の主な内容、特に子どもの権利に関する事項をみてみよう。

第1回報告書の構成は次のとおりである。

I. 序／II. 方法論／III. 国連人権機構の関与／IV. 人権に対する法的枠組み／V. 主要な人権に関する観察と課題／VI. 結論と勧告

このうち、次のようなV. の内訳は、特別報告者が何に関心をもって調査に当たったのか、という点をよく示している。

A. 言論と表現の自由（1. メディア・コントロール、2. 独立系メディア組織の閉鎖、3. ジャーナリストの沈黙、4. 平和的な反戦表現の犯罪化、5. インターネット検閲、6. 反テロ・反過激主義・歴史の記憶に関する法令の適用、7. 文化人に対する迫害、8. プロパガンダと偽情報の利用）／B. 平和的集会の自由／C. 結社の自由（1. 人権団体の強制閉鎖、2. 政治的反対勢力の扱い）／D. 司法の独立と公正な裁判の保障（1. 司法の独立、2. 公正な裁判の保障、3. 弁護士への迫害）／E. 兵役と動員に対する良心的拒否／F. 北コーカサスの人権

冒頭の要旨では、報告書の性格を次のようにまとめている。すなわち、侵攻開始後に「平和的な人権行使に対する弾圧がますます強まっている状況を記録し」、「近年の法改正がいかに国際人権基準と国際法によって保障されている人権保護を著しく制限し、独立した市民社会活動の場を強制的に閉鎖に追い込んでいるかについて」評価したうえで、「ロシア政府と国際社会に向けた勧告」を提起する。

IV. の「B. その他の国内人権機構」では、ロシアの人権保護機関の「ほとんどは大統領によって構成がさまざまな程度に統制されている」（第15段落）と述べ、その例としてあげた「子どもの権利委員の職は2009年に大統領令によって設置され、2018年12月に連邦法で制定された。委員は子どもの権利を保護し、国家機関の活動を監視する任務を負っている」としたうえで、ICCによる逮捕状発行についてふれている（第16段落）。すなわち、大統領の意向に沿ってしか子どもの権利委員は行動できないと間接的に例示している。

V. -A. 8.（プロパガンダ……）では、学校や大学に導入された「大切な会話」をめぐって、授業に欠席した子どもとその親への圧力・嫌がらせ（警察による家宅搜索の例）や、「授業の実施を拒否する教師」「大学教授」らの懲戒処分について指摘している（第73段落）。

同じV. -E.（兵役……）では、「受刑者を武力紛争に投入することを合法化する」法改正にふれ、兵役に就けば「犯罪歴を抹消」し、「親権の回復」が図られると指摘する（第99段落）。

最後のVI. では、「ロシアの人権状況は」「ウクライナ侵攻以来、著しく悪化している」ものの、その背景には、人権状況が「過去20年間にわたり着実に後退していた」ことがあるとする（第104段落）。その一端については第1節でみたとおりである。

そのうえで、第112段落でロシア当局に対する21点の勧告、第113段落で国際社会と国連加盟国への4点の勧告を列挙する。このうち前者の項目としては次のものがある。

「国内法を国際基準に適合させる」「刑法の幾つかの条項を緊急に廃止し、表現の自由と平和的集会・結社の自由を保障する」「『外国の代理人』『望ましくない組織』『外国の影響下にある者』などの法的概念を廃止する」「恣意的に拘留しているジャーナリスト・人権活動家・弁護士・野党指導者などを釈放する」「司法の独立を確保する」「人権侵害の加害者の起訴と制裁、被害者の救済を保障する」「国際基準に沿った公正な裁判を実施する」「独立系メディアへの圧力・脅迫・迫害などを中止する」「反戦意見を表明した教師・子ども・親とその弁護士に対する圧力や嫌がらせについて調査し、責任を問う」「警察と治安機関を全面的に見直す」「国内法で拷問を犯罪とする」「性的少数者への人権侵害や迫害を防止する」「良心的兵役拒否の権利を保障する」「特別報告者との関係を改善し、国内への立入りを認める」「国連への協力を求める人々に対する脅迫や報復をやめる」など。

全体として、領土内に立入ることを含めて、ロシア政府の協力がいっさい得られないにもかかわらず（第3段落）、「260以上の国内外の人権団体・個人と対面・電話・オンラインによる協議」（第6段落）を通して得た情報にもとづく第1回報告書は、開戦後1年余りの間に進行したロシア国内外の人権状況の全体動向を的確に把握するとともに、具体的事例を列挙している。他方、本稿の課題からみて子どもの権利に関する指摘が少ないのは残念である。ただ、これは、それほどに多く人権全般に関する問題点が存在するということでもある。

2024年9月の第2回報告書の構成で、第1回報告書と異なる見出しとして、次のものがある（その階層・大小は問わない）。

「外国の代理人」法が基本的自由に与える影響、政治的・市民的参加、文化的表現、「望ましくない」組織としての指定、資産の没収と未登録の国際組織・外国組織、人権擁護活動家と反戦活動家、宗教家、デジタル監視とオンライン検閲、公正な裁判と法の支配の権利、国家安全保障の名の下の人権侵害、過激主義、反逆罪、スパイ活動と外国との「秘密協力」、追加の犯罪、人権と大統領選挙、人権侵害を受けやすい集団（女性と女兒、LGBTの人々、先住民族・少数民族・移民、ウクライナ人の拘束）、国連への協力に対する報復措置

これらからだけでも、2023年秋からの1年間で人権状況が、多方面にわたって、さらに劣化していたことが推測できる。そのなかで子どもに関する段落としては次のものがある。

ウクライナ政府は、2024年7月末現在、1万9546人の子どもがロシア占領下のクリミアに強制移送されたか、ロシアまたはベラルーシに強制送還されたと記録しており、そのうち388人が帰国した^{〔※〕}。ロシア当局は、強制移送・送還されたウクライナの子ども全員の所在・消息・安否を明らかにしていない^{〔※〕}。なかにはロシアの養子縁組手続を経た子どももいる。帰国した子どもへのインタビューによると、ロシアの施設で性的暴力を受けた子どもや、職員による身体的暴力や脅迫を経験した、あるいは目撃した子どももいる（第118段落）⁸¹。

これを受けて、ロシア当局への勧告（第150段落）では、(d)「ウクライナ占領地域において恣意的に拘束され、またはロシアへ強制送還された後、強制失踪状態あるいは外部との連絡を絶たれた状態にあるすべての民間人の所在を確認し、直ちに無条件で解放するとともに、特に子どもを含む彼らの安全な帰還を保障する」と指摘している。

国連の安全保障理事会では常任理事国としての立場を「駆使」する一方、人権理事会に対しては門戸を閉ざしがちなロシア政府と「対話」を継続するのはかなりの困難を伴う。それにもかかわらず、第1、2回報告書で相当数の具体的な勧告を提示しているのは、ロシア国内で人権問題に取り組む人々に対して、狭隘な回路を通して、一定のメッセージ「あなたたちの存在を世界は忘れていない」を送るという意味でも、また、2020年代に何が起きている（いた）のかという歴史の記録を残すという意味でも重要である。ここでは紹介できなかったが、2回の報告書に多数の氏名が記載されているのは、これらの意味からであろう。

特別手続と並んで、あるいは、それ以上に重要な人権理事会の活動がUPR（普遍的定期審査）である。2008年から始まったUPRは、国連憲章・世界人権宣言や対象国が批准している人権条約、適用される国際人道法などを基準とし、「人権理事会の47の理事国で構成される作業部会」が、4～5年のサイクルで、全「人権理事会加盟国を平等に審査対象とし」、「双方向対話」の方針で実施する国家間審査（ピュアレビュー）である。ロシアに対する審査は、第1回（サイクル）が2009年2月、第2回が2013年4月、第3回が2018年5月、第4回が2023年11月に行なわれた⁸²。

ここでは、直近の**第4回UPR**について、その経過を整理しよう（以下の丸数字は註82の公式サイトにある順番）⁸³。ロシア政府から①「国家報告書」（National report、A/HRC/WG.6/44/RUS/1、全244段落）が提出され、「人権条約機関、特別手続……に含まれた情報」などをOHCHRが集めた②「関連国連公式文書の集成」（Compilation of UN information、A/HRC/WG.6/44/RUS/2、全76段落）や、（国内人権機関や）人権NGOなどから提供された信頼性のある情報をOHCHRがまとめた③「[その他の] 利害関係者情報の要約」（Summary of [other] stakeholders' information、A/HRC/WG.6/44/RUS/3、全86段落）とともに、作業部会に提出される⁸⁴。そこで提起された勧告と、それに対するロシア政府の回答（受諾または拒否）などをまとめた⑤「作業部会報告書」（Report of the Working group、A/HRC/55/1、全35段落）が作成される。それらを受けて人権理事会で「成果文書の決定」（Decision of the outcome、A/HRC/DEC/55/111）⁸⁵が採択され、最終的な文書となる⁸⁶。

以上の文書のうち重要なのが下線部の3点なので、順に内容を確認したい。まず、ロシア政府による①**国家報告書**の主な内容と特徴である。その構成は次のようになっている。

I. 方法論／II. 人権と基本的自由の促進・保護のための規制枠組み（A. 憲法上の保障と国際人権義務、B. 人権の立法的・制度的保障、C. 人権分野における国際協力）／III. 人権と自由の保護における進展（A. 平等と差別からの自由、B. 寛容の促進：人種差別・人種差別・外国人嫌悪と関連する不寛容への対策、C. 社会的に脆弱な集団の保護、D. 自由と身体の安全

に対する権利：人身取引対策、E. 司法行政と司法制度、F. 刑務制度：法執行機関、G. 市民的・政治的権利、市民社会機関、H. 経済的・社会的・文化的権利の行使、I. 教育（人権教育を含む）、J. 少数民族と先住民族の権利）

UPR の蓄積のなかで形成されてきたこの構成は一般的なものである。だが、前述してきた2010年代以降の、とりわけウクライナ侵攻後の国内外の人権状況をみれば、この構成でロシア政府は何を報告するのか、という疑問が生じてくる。

それへの政府の対応には次の4つの特徴がみられる。

1) 政治的民主主義をある程度、重視していた1990年代と2000年代、特に前者の時期に成立し、2020年代には「建前」と化している法令を引いて、現下の人権状況の説明に代える。たとえば、「憲法第2条によれば、人間とその権利・自由は最上の価値である。人権・市民的権利と自由の承認・遵守・擁護は国家の義務である」（第5段落）。そのうえで、「国家機関は人権保護の仕組みを改善・強化する持続的な取り組みを継続し」（第15段落）、「大統領は憲法と人権・市民的権利・自由の保証者である」（第16段落）という体制賛美の記述を混ぜる。

2) 事実とは完全に逆のことを堂々と述べ、「厚顔無恥」や「鉄面皮」という批判を無視する。たとえば、「刑事訴訟法は、拷問・暴力または品位を傷つける取扱いによって得られた証拠は、起訴の根拠として使用することはできず、証拠として採用してはならないと規定している」（第100段落）。これは、逆にいえば、ロシアを理事国から追放した人権理事会に出す報告書には「適当に書いとけばよい」という姿勢である。

3) 事実の一面のみ述べ、他面に口を閉ざす消極的な虚偽が散見される。たとえば、前述した国内人権機関世界連合におけるロシアの人権委員会のA資格認定（2021年6月）にふれながら、その停止（2023年3月）には論及しない（第25段落。国家報告書の提出は同年8月）。

4) こうして「美辞麗句」「きれいごと」で人権抑圧を覆い隠す記述が続くなか、「社会的に脆弱な集団の保護」の最初の事例として、父権主義の対象である「健全な家族」と子どもが目目されている。たとえば、「家族法は、家族の強化の必要性、いかなる者による家族問題への恣意的干渉の不容認……を基盤としている」（第64段落）、「家族関係の規制は、何よりもまず、子どもの家庭内養育の優位性にもとづいている」（第65段落）、「家族と家族的価値観の強化・保護に関する法律の整備を進め」（第66段落）ている、「脆弱な立場にある人々、特に子どもを支援するための措置が講じられている」（第67段落）、という部分である。

つぎに、「字数は多いが、内容は乏しい」国家報告書の代替報告書である③「**利害関係者情報の要約**」⁸⁷をみよう。こちらは相当数の問題点を具体的に指摘しており、「要約」の制限字数内に収められるように略号・略称を多用して記述され、「字数は少ないが、内容は豊富である」。そのため、ここでは子どもの権利に関する3つの情報についてだけ紹介する。

1つ目のウクライナの子どもの強制移送・送還については、彼らにロシア国籍を付与したり、ロシアで養子縁組を進めたりすることが、「戦時における文民の保護に関するジュネーヴ条約〔第4

条約〕第50条〔第〕4〔2〕項⁸⁸に違反するので、「停止し」て、「子どもを親または保護者のもとへ返還するよう勧告」する、という共同提出文書が出された（第26段落）⁸⁹。

この問題については、「拷問の定義とジェノサイドの通念上の定義に該当する可能性」を指摘し、「国際人権・人道組織による子どもへの妨げのないアクセスの保障」や、「透明性のある調査を実施する調査委員会の設置」（第61段落）などの勧告もある⁹⁰。

2つ目は子どもに対する暴力で、「不十分な法律や子どもに配慮した通報制度の欠如により、子どもへの暴力の多くが問題視されずに放置されている」「特定の虐待行為が容認された慣行となっており、加害者が処罰を免れている」（第62段落）⁹¹ことを問題としている。

3つ目は、「名誉殺人」（honor killings）、親族による誘拐、強制結婚、花嫁誘拐、児童婚、母親からの子どもの連去り、女性器切除など、北コーカサス地方における女性や女兒に対する犯罪への対応の不十分さについて指摘している（第85、86段落）⁹²。

1点目の強制移送・送還が大きな問題なので、2、3点目はその影に隠れてしまいがちであるため、長く問題視されながら、改善や解決が困難であることを示している。

以上の「利害関係者情報の要約」に関連して、人権理事会の理事国でない加盟国が作業部会前に提出できる④「事前質問事項」（Advance Questions/Questions submitted in advance）にもふれたい。ロシアに対する第4回UPRでは、ベルギー、カナダ、ドイツ、リヒテンシュタイン、パナマ、ポルトガル、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国、米国の11か国が質問を寄せている。

ウクライナの子どもの強制移送・送還については下線部の諸国が取りあげている。特にカナダは、強制移送・送還された子どものうち、「養子縁組された子どもは何人か」「ロシアの家族の保護下にある子どもは何人か」「ロシア国籍を取得した子どもは何人か」「法定後見人またはウクライナ当局に返還された子どもは何人か」と、具体的な質問をしている。ただ、これ以外の子どもに関する問題はどの国からも出されていない。

最後に、⑤作業部会報告書の内容と特徴をみよう。同報告書は「序」（第1～4段落）、「Ⅰ．審査過程の議事概要」（第5～34段落）、「Ⅱ．結論と（または）勧告」（第35、36段落）に分かれる。さらに、第35段落に記載されている人権理事会加盟国からの勧告は「35.1」～「35.360」の項目に細分される。そのうち、子どもの権利に関する勧告の対象として、次のような問題があげられている（丸括弧内の数字は第35段落の枝番号／「→」の後はロシアの回答）⁹³。

「強制移送・送還」（44、155、158→拒否）、「子どもへの暴力」（307→受諾、308→拒否）、「孤児・無保護児への支援」（309、310→受託）、「子どもの性的搾取・虐待」（311→一部受諾）、「母性・父性・子どもの保護」（259、313、314→受諾）、「子どものいる拘留中・服役中の女性」（129、130、292→受諾）、「子ども・女性・障害者・移民・高齢者などの脆弱な立場の人々の権利」（277、290→受諾）

それぞれが1～2行ほどの勧告であるものの、多様な問題が加盟国から指摘されている。そのうち、どれを受諾し、拒否するかはロシア政府が回答するとしても、こうした問題の存在が人権理事

会の会議で明らかになる「人権状況の透明化」には一定の意味がある。

なお、上の回答で「拒否」となっているのは、強制移送・送還に関するフランス、スロバキア、クロアチアからの勧告と、子どもへの暴力に関するボツアナの勧告である。前三者の拒否の理由は、「国連憲章第51条〔自衛権〕にもとづきロシア連邦が実施する特別軍事作戦に関する勧告は、国連人権理事会の権限とその枠組みで機能する UPR 手続の対象外である」というものであり、最後者のそれは、暴力被害児の報告・保護と加害者の責任者追求の制度がすでにある、常に改善されている、という旨である。このような勧告と回答の不一致は国家間審査である UPR でよくみられることのようにある⁹⁴。

【おわりに】

本稿では、1990年代～2020年代前半のロシア（連邦）における子どもの権利とそれに関連する子ども政策の動向を、ほぼ10年ごとに整理し、その特色を明らかにした。その結果、各時期について次のような特徴を指摘できる。

<1990年代>子どもの権利条約成立（1989年）の翌年に条約を批准し、その国内（的）実施の一環として子どもの権利法を準備していたソ連は1991年末に解体された。その継承国であるロシアは、（国家）報告制度に沿って政府報告書を国連子どもの権利委員会（CRC）に提出するとともに、権利条約の国内実施に努めた。この時期に具体的に進んだのは、政治的民主主義を志向する関連法令の制定と国際人権条約の批准・加入である。だが、他方で、急進的市場経済化によって子どもや市民・国民の生活は窮乏化し、貧困層が激増したので、子どもの「保護される権利」は最も侵害された。

<2000年代>油価の高騰を受けて、国民生活の再建がしだいに進み、子どもの生活環境も改善された。1990年代に続いて、子どもの権利に関する法令整備と国際人権条約の批准が進展するとともに、それらの実施・実行を政府などと一緒に担う NGO や NPO も増え、活動が盛んになった。同時に、政権が少子化や人口減少を問題とし、その対策に乗り出したものの、成果は少なく、一時的なものであった。

<2010年代>政権の権威主義的傾向が明確になり、「外国の代理人」「望ましくない組織」などを規制・抑圧する法令や政令が次々に出された。その対象は、ジャーナリズムや人権団体、国際組織（国際機構）、NGO・NPO など、国際的な活動を行っていたり、国外と何らかの繋がりがあったりする組織や個人であった。政権が推進する「健全な子ども・夫婦・親子・家族」の形成にとって障害となる性的少数者も排除や攻撃の対象となった。他方、「健全な子ども」育成のため、関係する国家計画を間断なく立案したり、大統領府子ども権利委員会を成立させたりした。同委員の任務は、権利の客体としての子どもの保護であり、主体として子どもを社会的に位置づけることではなかった。

<2020年代前半>長い間に強化されてきた権威主義体制の「完成」を示すのが憲法（1993年）の大幅改正（2020年）であった。これによって法的基盤を得たプーチンの「皇帝化」は侵攻開始後に加速し、「子どもを保護する慈父」としての顔も戦争の勝利とウクライナ領の入手に役立つ限りのものとなった。そのため、子ども政策では愛国心の育成を、家族政策では「健全な家族」の訴えが強まり、人口政策では「出産拒否の宣伝」が禁じられた。

これに対して、国際組織は、自らの組織からロシアを除名する一方、調査・報告とそれにもとづく評価・指摘・勧告をロシアに対して示している。人権理事会の特別報告者の3回の報告書や第4回普遍的定期審査（UPR）は後者の代表的事例である。中期的にみて、侵攻が終わったときやプーチン体制が終焉したとき、国際組織からロシアが抜け落ちることのないよう、批判はしつつも、対話は続ける必要があるからである。

最後に、子どもの権利と子ども政策の問題を考える際に、以上の動向が示唆している2点についてふれたい。1点目は、本稿の副題に掲げた「平時」と「有事」の関係である。本稿では双方の区別を重視し、1990年代と2000年代は平時、2020年代前半は有事、2010年代は過渡期と仮にみなしてきた。ただ、これは形式的・便宜的な特徴づけであって、輻輳する事態はこのように区分できるものではない。あえていえば、過渡期（グレーゾーンの時期）が長く続き、その色は徐々に濃くなる。だが、国民国家の内部にいる国民の多くはそれに慣れてしまい、気がつきにくい（比喩的にいう「茹でガエル」状態）。そして、ついには不可逆点（臨界点）を超えても気がつかない、あるいは、そのふりをする。それは、それまでにスケープゴート化されてきた各種の少数者と自らは異なることを外部に示すためでもある。

こうした傾向に陥るのを避けるためには、事実にもとづいて考え、可能な形態で自らの意見を身近な範囲や公共空間（世間ではなく社会）に示すことが必要である。その際、有益な視点を提供するのが「外国の目」あるいは「（自らの）外の目」、たとえば、国民国家に住む外国にルーツをもつ人々（子どもを含む）の目や、いわば歴史の目、比較の目である。自らのなかに複数の目（視点）をもつことが「流れや空気に同調する」ことに注意を喚起してくれる。これが2点目の示唆である。子どもの権利条約を含む国際人権条約はこうした視点形成の有力な根拠となる。ただ、複雑な事態への国際人権法の適用に当たって、利害関係の考慮を優先するあまり、二重基準的な判断が生じる場合があるので、注意を要する。

本稿で検討したロシアの子どもの権利や子ども政策の動向と結びついているのが、子どもの権利に関する報告制度である。ロシア政府とCRCの間の5回にわたる往復過程については次稿で検討したい⁹⁵。

【註】

- 1 この中期的研究課題の進行状況については、拙稿「旧ソ連4か国における子どもの権利条約の国内実施

- に関する動向とその特徴（2）——子どもの権利法の比較を中心に（続）——」『青山学院大学教育学会教育研究』第69号（2025年）51～52ページの表6参照。
- 2 政治権力が戦争・紛争を始め、（疑似的な）外部に敵を作ることで、自らへの国民の支持を集め、基盤を強固にする手法は、ロシア連邦の場合、エリツィン大統領の再選期と重なる第1次チェチェン紛争（1994～1996年）、プーチンが首相になって間もない時期に始まった第2次チェチェン紛争（1999～2009年）を先例とする。同紛争に関する邦語文献には、富樫耕介（特に『チェチェン——平和定着の挫折と紛争再発の複合的メカニズム』明石書店、2015年）らの研究、林克明（特に『ロシア・チェチェン戦争の628日——ウクライナ侵攻の原点に迫る』清談社 Publico、2022年）らの報告などがある。
 - 3 順に、拙稿の「ロシアの体制転換と子どもの権利」村知ほか編著『子ども観のグローバル・ヒストリー』（原書房、2018年）235～250ページ／「現代ロシアにおける子どもの権利をめぐる状況と課題——国連・子どもの権利委員会の2005年と2014年の総括所見から——」佐々木享先生追悼集編集委員会編『人間いたるところ青山あり——技術・職業教育学者佐々木享先生追悼集』（大空社、2016年）171～183ページ。
 - 4 子どもの権利について独学の筆者に国際人権法の初歩を手ほどきいただいたのが、国際人権法学会理事長の小畑郁・名古屋大学名誉教授（関西大学法学部客員教授）である。本稿において、子どもの権利に関連する範囲で、人権全般に関してやや記述できるのも同教授の教示による。ただし、拙稿にある誤りは筆者の責任である。たとえば、締約国政府からCRCに提出する報告書の定期性に着目するあまり、「報告制度」を「普遍的定期審査」と誤記していた拙稿がある（「旧ソ連4か国における子どもの権利条約の国内実施に関する動向とその特徴（1）——子どもの権利法の比較を中心に——」『青山学院大学教育人間科学部紀要』第15号、2024年、37、42、52ページ／前掲・「同（2）」23、49ページなど）。ここで訂正したい。
 - 5 Hilly Moodrick-Even Khen, "Restoring Children's Right to Education during and after War: The Case of Ukraine," *International Journal of Children's Rights*, vol.31, No.1 (2023), pp.225-267/id., "The Forcible Transfer of Children from Ukraine as Genocide: Awakening the Dormant Prohibition of the Genocide Convention," *id.*, vol.32, No.1 (2024), pp.78-118.
 - 6 Tova Højdestrand, "Social Welfare or Moral Warfare?: Popular Resistance against Children's Rights and Juvenile Justice in Contemporary Russia," *id.*, vol.24, No.4 (2016), pp.826-850/Mariya Riekkinen et al., "Protected or Neglected?: Analysing Legislation Governing Minors' Participation in Protest Rallies in Russia against the Background of International Law," *id.*, vol.27, No.3 (2019), pp.482-516.
 - 7 拙稿「＜各国社会福祉の現状＞ロシア——子どもの現状と子ども政策の特徴：乳幼児と保育を中心に」宇佐見耕一ほか編『世界の社会福祉年鑑』2015年版（旬報社）205～252ページ／同「体制転換後のロシア、ベラルーシ、カザフスタンの社会と保育」幼児教育史学会監修『幼児教育史研究の新地平』下巻＜幼児教育の現代史＞（萌文書林、2022年）304～326ページなど。ソ連解体前後から現在までのロシア政治を概観したのが鳥飼将雅『ロシア政治——プーチン権威主義体制の抑圧と懐柔』（中公新書、2025年）である。その第7章の記述は本稿、特に第2節の内容と関わる。
 - 8 同法の原文（Федеральный конституционный закон от 26.02.1997 №1-ФКЗ (ред. от 29.05.2023) "Об Уполномоченном по правам человека в Российской Федерации") は、コンサルタントプラス（КонсультантПлюс）公式サイト（https://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_13440/）に掲載。法律名の直訳は「人権委員法」であるものの、国内人権機関に関する法律であることから、本稿では「人権委員会法」とする。同法の全訳を含む森下敏男「現代ロシアの人権状況——人権オンブズマンの報告書を素材として——」『神戸法学雑誌』第52巻第1号（2002年）1～43ページ参照。
 - 9 子どもの権利法は、ソ連解体直前の1991年にも法案が作成され、解体の影響で制定されなかった。同法案をめぐる動向については、稲子宣子『ソ連における子どもの権利』（日本評論社、1991年）第4章などを参照。
 - 10 保護される権利については、Natasha Kravchuk, "Children in Post-Communist Russia: Some Aspects of the Child's Right to Protection," *The International Journal of Children's Rights*, vol.17, No.4 (2009), pp.611-622が詳しい。
 - 11 猪股浩司「＜コラム＞プーチン大統領年次教書演説——汚職や人口減少などへの対策を求める」

- (2006.5.17) (<https://www.jiia.or.jp/column/column-93.html>)。
- 12 母親資本については、拙稿「ロシアにおける子育て支援政策の現状と課題」『海外社会保障研究』第191号（2015年）42～52ページでやや詳しく説明した。
 - 13 歴史人口学の知見が示すように、第1の人口転換（多産多死段階から、多産少死段階を経て、少産少死段階に至る過程）は不可逆的なものであり、転換の時期の早い遅いはあっても、どの社会でも避けられない過程である。各社会にとってより深刻なのは、第2の人口転換（人口置換水準をかなり下回る合計出生率が長期にわたって続き、人口減少が雪だるま式に急進する過程）である。日本では1970年代後半に、ロシアでは1980年代末に後者の転換が始まっていた。当該社会にとって最良の選択は、この転換に抗うのではなく、それを受け入れ、対応することである。すなわち、減少する人口に応じた社会を設計し、少なくなる市民・国民の生活の向上と権利の保障を図るとともに、人口の増減に影響を与える別の要因である国際人口移動を改善（自国への移住・移民の増加）に努めることが重要である。それにもかかわらず、1990年代以降の日本でも、2000年代以降のロシアでも、実現不可能な「少子化の反転」などが政治スローガンになってきた。これは、中期的にみて、各社会にとっての不幸である。以上に関する参考文献として、全般的には、原俊彦『サピエンス減少——縮減する未来の課題を探る』（岩波新書、2023年）がある（筆者による同書の「図書紹介」『ハルシオン』第11号、2024年、75～81ページも参照）。ロシアに関する個別研究としては、曇和広の一連の関連論稿が有益である。
 - 14 杉田建「最近のロシアの少子化対策」『年金研究』第25号（2024年）1～24ページ。
 - 15 たとえば、2024年の年次教書演説の概要を伝えている「プーチン氏、ウクライナ侵攻『優勢』強調 教書演説」『日本経済新聞』2024年2月29日参照 (<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR295J70Z20C24A2000000/>)（2025年11月3日）。ウクライナ侵攻下でのロシアの人口政策は、アジア・太平洋戦争下の日本のそれと重なってみえ、外部からすると異様である。
 - 16 外国の代理人法に関する最新の情報として、阿曾正浩「ロシアにおける『外国代理人』法制度」『ロシア・ユーラシアの社会』第1074号（2025年）30～52ページがある（未見）。
 - 17 旧法の全文はロシア大統領府公式サイト (<http://www.kremlin.ru/acts/bank/842>) などに、改正法の場合は <<http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001201207230003>> に掲載。この改正の経過を少し補足すると、次のようになる。1996年のNPO法は、まず2006年に他の3つの法律とともに改正され、NPOの目的・目標、設立者の居住証明、外国NGOとの関係、各種書類の提出について規制がかけられた。だが、2009年にオバマ米大統領が「公民権問題に焦点を当て」ロシアを訪問することになり、その前にメドベージェフ大統領が規制を緩和した。それが、プーチンの大統領復帰に伴い、再び、より強化された（Freedom House, “Factsheet: Russia's NGO Laws” : https://freedomhouse.org/sites/default/files/Fact%20Sheet_0.pdf（2025年11月19日））。
 - 18 島村智子「＜海外法律情報＞ロシア マスメディア法改正——『外国エージェント』の対象拡大——」『ジュリスト』第1545号（2020年5月号）45ページ。
 - 19 この変化に関する具体的な指摘は、国際人権NGOを代表するアムネスティやヒューマン・ライツのロシアに関する年次報告書などに詳しい（以下、「アムネスティ『ロシア2021年』」や「ヒューマン・ライツ『ロシア2021年』」などと略記）。
 - 20 後ほどふれるロシアの人権状況に関する特別報告者による第1回報告書には次のような指摘がある。「法律に明確な定義がないため、幅広い組織が対象となっている。『望ましくない組織』のリストには、国際人権パートナーシップ、トランスベアレンシー・インターナショナル、ハインリヒ・ベル財団、ロシア・EU市民社会フォーラム、グリーンピース・インターナショナル、ヒューマン・ライツ・ハウス財団、世界自然保護基金インターナショナルなどが含まれている」（第29段落）。
 - 21 ABCニュース（2015年5月21日）(<https://abcnews.go.com/International/russia-weighs-law-aimed-banning-undesirable-foreign-organizations/story?id=31185277>)（2025年11月5日）。
 - 22 『ラジオ・フリー・ヨーロッパ/ラジオ・リバティ』2012年10月9日号 (<https://www.rferl.org/a/unicef-end-russia-operations/24733634.html>)（2025年9月21日）。
 - 23 「権威主義体制によくみられる特徴」の別の事例を示そう。本稿冒頭で示した中期的研究課題の一環として、筆者と共同研究者の松永裕二・西南学院大学名誉教授は2025年3月にアゼルバイジャン共和国の首

- 都バクー市に3週間近く滞在した。筆者らが同市に到着したところ、6つの国連機関の現地事務所の閉鎖がアゼルバイジャン外務省から提案された。具体的には、国連開発計画（UNDP）、国連人口基金（UNFPA）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、ユニセフ、赤十字国際委員会（ICRC）、移民政策開発国際センター（ICMPD）のバクー事務所である。このうちユニセフの事務所とは面談の約束をしていたので、驚いた。外務省の説明によれば、閉鎖の理由は、①同国が経済成長を遂げ、被支援国からドナー国になったうえ、国連機関の長年の最大の関心事であったカラバフ地方を同国が奪還したので、これらの機関の国内での仕事はもうない、②第2次カラバフ紛争（2020年）のあと国連機関の事務所がカラバフ地方を訪れるのをためらい、第1次カラバフ紛争（1988～1994年）以降のアルメニア統治の痕跡を確認せず、国連機関の中立性に疑問を抱いた、というものであった（“Why Does Azerbaijan Want UN Offices to be Closed? – Analysis,” 2025.3.4 (<https://en.apa.az/political/why-does-azerbaijan-want-un-offices-to-be-closed-analysis-462014>) / “Azerbaijan Closes UN, International Organization Offices in Baku,” 2025.3.5 (<https://www.turkiyetoday.com/region/azerbaijan-closes-un-international-organization-offices-in-baku-127599/>)）。父親のヘイダル・アリエフが1993～2003年に大統領であったあと、20年間に渡って同じポストを受け継いでいる息子イルハムにとっても「外国の目」は何かと邪魔なのであろう。本稿投稿時の前後から「外国（の）代理人」に関する問題が日本社会でも急浮上してきた。他国の負の経験によく学ぶ必要があると思われる。
- 24 この願望は、まず2014年2月のソチ・オリンピックとほぼ同時に進行したクリミア併合として、つぎに2022年2月のウクライナ侵攻として発現した。この過程については、松里公孝『ウクライナ動乱——ソ連解体から露ウ戦争まで』（ちくま新書、2023年）などに詳しい。
- 25 国家子ども戦略の全文（英語版）は、「CSTO [集団安全保障条約機構] 加盟国の麻薬取締りに関する管轄当局の連携調整を目的としたCSTO加盟国の麻薬取締り管轄当局局長による調整評議会」の公式サイトにある（https://ksopn.odkb-csto.org/en/drugs/natsionalnaya_strategiya_deystviy_rossiyskoy_federatsii_v_interesakh_detey_na_2012_2017_gody/#loaded）（2025年10月18日）。
- 26 「被害者と加害者の対話がもたらすもの——『修復的司法』で犯罪被害からの回復をめざす——」『TOKYO人権』第67号（2015年）（<https://www.tokyo-jinken.or.jp/site/tokyojinken/tj-67-feature.html>）（2025年11月3日）。修復的司法の日本への紹介は、ジム・コンセディーンほか編（前野育三ほか監訳）『修復的司法——現代的課題と実践』（関西学院大学出版会、2001年）が先駆のようである。
- 27 連邦構成主体（субъекты федерации）とは、ロシア連邦の主要な行政区画であり、計83〔89〕の内訳は、47〔49〕の州（область）、21〔24〕の共和国（республика）、9の地方（край）、4の自治管区（автономный округ）、2〔3〕の連邦市（федерации город）、1の自治州（автономная область）である（〔 〕はクリミアとウクライナ東部を含んだ数）（ウィキペディア露語版「Субъекты Российской Федерации」（https://ru.wikipedia.org/wiki/%D0%A1%D1%83%D0%B1%D1%8A%D0%B5%D0%BA%D1%82%D1%8B_%D0%A0%D0%BE%D1%81%D1%81%D0%B8%D0%B9%D1%81%D0%BA%D0%BE%D0%B9_%D0%A4%D0%B5%D0%B4%D0%B5%D1%80%D0%B0%D1%86%D0%B8%D0%B8）／同・日本語版「ロシア連邦の地方区分」（<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%A0%E3%82%B7%E3%82%A2%E9%80%A3%E9%82%A6%E3%81%AE%E5%9C%B0%E6%96%B9%E5%8C%BA%E5%88%86>）（ともに2025年11月4日））。
- 28 情報＝法務支援「ガラント」（Информационно-правовое обеспечение ГАРАНТ）公式サイト（<https://base.garant.ru/196200/>）（2025年10月8日）。
- 29 この大統領令に関する短い解説である津田憂子「＜立法情報＞ロシア：児童の権利保護のための法制化」『外国の立法』2009年10月号、10～11ページから。歴代の子どもの権利委員については、池田嘉郎『ロシアとは何ものか——過去が貫く現在』（中公選書、2024年）第12章参照。また、同委員と関連の深い社会院については次の文献を参照。遠藤克己「ロシアにおけるアソシエーション——社会団体法を中心に——」『社会体制と法』第10号（2009年）55～70ページ／同「ロシアにおける市民社会の特徴について——社会院を中心に——」『同』第15号（2017年）20～45ページ／栗原克己「ロシアにおける社会院——上からの「結社民主主義」か——」『ロシア・東欧研究』第50号（2021年）126～147ページなど。
- 30 このロシア語表記は上でみた2009年の大統領令でも同じである。他方、1993年に設けられた大統領付属人権委員会（Уполномоченный по правам человека при Президенте Российской Федерации）も同じ表記

- だったが、2004年に大統領から独立した「ロシア連邦人権委員会」（Уполномоченный по правам человека в Российской Федерации）となった。ロシア語では「人権委員」となっているが、註8に記した理由から、本稿では「人権委員会」としている。なお、уполномоченныйを「全権」と直訳するのは（池田・前掲〔註29〕、鳥飼・前掲〔註7〕など）、国際比較が可能な訳語という点からみて、適切でない。ちなみに、この英語表記は Commissioners あるいは Ombudsman であり、日本語でもそのまま「コミッショナー」「オンブズマン」とする場合もある。森下・前掲（註8）参照。
- 31 改正された憲法のロシア語版はロシア大統領府公式サイト（<http://kremlin.ru/static/pdf/constitution.pdf?08bbe07f2a>）に、英語版はロシア外務省公式サイト（<https://mid.ru/upload/medialibrary/fa3/xw hwumdunawy9iprvhcxqdqs1lzxqdx/CONSTITUTION-Eng.pdf>）に掲載されている。
 - 32 大河原健太郎「＜ロシア＞ロシア連邦憲法の改正」『外国の立法』2021年5月号、26～27ページ。ほかに、溝口修平「ロシア連邦 解説」初宿正典ほか編『新解説 世界憲法集』第5版（三省堂、2020年）281～293ページ（第6版、2025年、291～303ページ）／永網憲悟「2020年ロシア憲法改正プロセス——プーチン個人統治体制の完成——」『アジア研究所紀要』第47号（2021年）1～44ページ／同「2020年ロシア憲法改正の射程——プーチンの政治的遺産——」『亜細亜大学国際関係紀要』第30巻第1・2号（同年）251～285ページなどを参照。憲法の大幅改正の評価としては、最後者の指摘するように、「普遍的な人権と自由の保障を含むエリツイン憲法の骨格部分（第1、2章）には手を付けなかったために、一つの憲法の中に、相反する原則——単純化していえば民主主義および国際協調主義の原則と権威主義および国家主義の原則——が同居する混合的な憲法体制」（251ページ）である、というのが適切であろう。
 - 33 同じ条文は、「家族における子どもの適切な保護のための、および成人した子どもが両親の面倒を見る義務の遂行のための条件の創出」が「ロシア連邦とロシア連邦構成主体の共同管轄事項」（溝口訳）であると続く。
 - 34 ウィキペディア英語版「2020 Russian constitutional referendum」（https://en.wikipedia.org/wiki/2020_Russian_constitutional_referendum）（2025年11月8日）。
 - 35 同「Russian 2019 Disrespect to Authorities Law」（https://en.wikipedia.org/wiki/Russian_2019_Disrespect_to_Authorities_Law）（2025年10月20日）。
 - 36 前年2019年3月には通称「主権インターネット法」（Закон о «суверенном интернете»; Sovereign Internet Law）が成立し、インターネット監視を義務づけ、ドメインネームシステムの国内版分岐を含む、インターネットの残りの部分からロシアを切り離す権限を政府に与えた（ウィキペディア英語版「Sovereign Internet Law」（https://en.wikipedia.org/wiki/Sovereign_Internet_Law）（2025年11月4日））。
 - 37 ヒューマン・ライツ「ロシア 2020年」（<https://www.hrw.org/world-report/2021/country-chapters/russia>）（2023年3月10日）。
 - 38 この「過渡期」には、政権が最初に掌握したテレビ界の発する情報に依拠している中高年層と、インターネットを駆使するZ世代などの若者層との間で、ウクライナ侵攻に対する見方（賛否）が異なる、と報道されたこともある。
 - 39 ヒューマン・ライツ「ロシア 2024年」（<https://www.hrw.org/world-report/2025/country-chapters/russia>）（2025年11月5日）。
 - 40 年表にあるように、ウクライナ侵攻開始後の3月末に『ノーバヤ・ガゼータ』は「業務一時停止」を余儀なくされた。4月には、ラトビアに亡命した元記者らが同地で電子紙『ノーバヤ・ガゼータ・ヨーロッパ』を英語・ロシア語で発刊した（ウィキペディア英語版「Novaya Gazeta」）（https://en.wikipedia.org/wiki/Novaya_Gazeta）（2025年11月3日）。
 - 41 ヒューマン・ライツ「ロシア 2023年」（<https://www.hrw.org/world-report/2024/country-chapters/russia>）（2025年11月5日）／RadioFreeEurope/RadioLiberty,2023.1.25（<https://www.rferl.org/a/russia-helsinki-group-closed/32239220.html>）／ウィキペディア英語版「Moscow Helsinki Group」（https://en.wikipedia.org/wiki/Moscow_Helsinki_Group）（後二者は2025年10月19日）。
 - 42 同「SOVA Center」（https://en.wikipedia.org/wiki/SOVA_Center）（2025年11月5日）。
 - 43 同「Sakharov Centre」（https://en.wikipedia.org/wiki/Sakharov_Center）（同）。

- 44 Meredith Gusk, “Russians Wartime Censorship Laws: A Violation of Russians’ Human Rights,” May 2, 2022 (<https://studentbriefs.law.gwu.edu/ilpb/2022/05/02/russias-wartime-censorship-laws-a-violation-of-russians-human-rights/>) (2025年11月5日)。
 - 45 参考までに、同法の全14条の見出しは次のようになっている。第1条 外国の代理人、第2条 外国の影響
力、第3条 外国の情報源、第4条 活動の種類、第5条 外国の代理人登録簿、第6条 外国の代理人と関
連のある個人の統一登録簿、第7条 登録簿への登録手続、第8条 登録簿からの削除手続、第9条 外国
の代理人の義務、第10条 外国の代理人に関する連邦法の遵守に関する国家統制、第11条 外国の代理人の
地位に関連する制限、第12条 外国の代理人に関する連邦法違反に対する責任、第13条 ロシア連邦法令の
個別規定の失効の承認、第14条 最終規定 (https://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_421788/) (2025年11月9日)。
 - 46 澤野由紀子「第24章 ソ連とロシアの学校——愛国心を育む学校——」二宮皓編著『世界の学校——グロー
バル化する教育と学校生活のリアル』（学事出版、2023年）195ページ／ウィキペディア露語版
「Разговоры о важном」(https://ru.wikipedia.org/wiki/%D0%A0%D0%B0%D0%B7%D0%B3%D0%BE%D0%B2%D0%BE%D1%80%D1%8B_%D0%BE_%D0%B2%D0%B0%D0%B6%D0%BD%D0%BE%D0%BC)／ウィキペディア英語版「Conversations
about Important Things」(https://en.wikipedia.org/wiki/Conversations_about_Important_Things)
(2025年10月18日)などを参照。2025年春の「大切な会話」の実践例については、4月25日付『イズベス
チヤ』紙がオンライン上で報じている（「4月28日の『大切な会話』のテーマと授業計画」）(<https://en.iz.ru/en/1876685/2025-04-25/conversations-about-important-things-april-28-topic-and-lesson-program>)
(2025年10月7日)。「大切な会話」の公式サイト (<https://xn--80aafadv9bifbaeqg0p.xn--p1ai/>) では、
導入以来の各学年度・各学年毎の多くの実践例が文字や映像で紹介されている。
 - 47 澤野・前掲。
 - 48 5月下旬に文部科学大臣が離脱を表明し、翌月に実施された（『ノーバヤ・ガゼータ・ヨーロッパ』公式
サイト：<https://novayagazeta.eu/articles/2023/01/04/come-to-your-senses>）(2022年8月3日)。
 - 49 詳しくは、木之下健一ほか「ウクライナ侵攻に伴うロシアのポーロニャ・プロセス離脱と高等教育再編
の動向」『日白大学高等教育研究』第30号（2024年）1～10ページ参照。
 - 50 アムネスティ「ロシア 2023年」(<https://www.ecoi.net/en/document/2107971.html>) (2025年11月5日)。
 - 51 Human Rights Watch, “Russia: Expanded ‘Gay Propaganda’ Ban Progresses toward Law Another Blow
to LGBT Rights,” (2022.11.25) (<https://www.hrw.org/news/2022/11/25/russia-expanded-gay-propaganda-ban-progresses-toward-law>)／Petr Sapozhnikov, “For Whom How Russia Bans LGBTQ+
‘Propaganda,’ The ‘Imposition of Information’ about Homosexuality and ‘Sex Reassignment.’ Here’s the
Law Broken Down,” *meduza*, 2022.12.6 (<https://meduza.io/en/feature/2022/12/06/russia-bans-lgbt-propaganda-the-imposition-of-information-about-homosexuality-and-sex-reassignment-the-law-in-one-table>) (ともに2025年11月9日)。
- 2013年と2022年の法律を比較した論稿がある。Sergey Katsuba, “Russian ‘Gay Propaganda Law’: A
Comprehensive Qualitative Analysis of the Legislation and Case Law,” Published online: 07 May 2025
(<https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/10758216.2025.2487577#d1e94>) (同)。
- 52 前掲・アムネスティ「ロシア 2023年」。
 - 53 ロシア大統領府公式サイト (<http://en.kremlin.ru/acts/news/73292>) (2025年11月9日)。こうした「伝
統的家族」重視策は、日本を含む右翼（極右）政権に共通する。ロシアについて、その背景を考察した
のが、K. Bluhm, M. Brand, “‘Traditional Values’ Unleashed: The Ultraconservative Influence on
Russian Family Policy,” in K. Bluhm, M. Varga (eds.), *New Conservatives in Russia and East Central
Europe* (Routledge, 2018), pp. 223-244である。さらに、そうした「伝統的家族」に固執するロシアの「草
の根運動」が子どもの権利条約の国際実施に強く抵抗している点を分析したのが、Höjdestrand, op. cit.
(註6)である。
 - 54 ロシア国立センター「ロシア」公式サイト (<https://en.russia.ru/news/v-nacionalnom-centre-rossiia-podveli-itogi-goda-semi>) (同)。
 - 55 アムネスティ「ロシア 2024年」(<https://www.amnesty.org/en/location/europe-and-central-asia/eastern->

- europe-and-central-asia/russia/report-russia/) (2025年11月5日) / 『インターファックス』2024年11月23日 (<https://www.interfax.ru/russia/994163>) (2025年10月25日)。
- 56 コンサルタントプラス公式サイト (https://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_395737/64eebf346d1c8f6c1a83d64f9e70abf40038fc69/) (2025年10月19日)。計画の全文は人口問題誌 *Демоскоп Weekly* №1093-1094 (2025.10.28-11.10) に、概要はトヴェーリ州人権委員会公式サイト (<http://ombudsman-tver.ru/legislation-news/kontsepsiya-demograficheskoy-politiki-plan-meropr/>) (ともに2025年10月30日) と杉田建「最近のロシアの少子化対策」『年金研究』第25号 (2024年) 19～21ページにある。
- 57 欧州評議会公式サイト (<https://www.coe.int/en/web/ccpe/-/the-russian-federation-is-excluded-from-the-council-of-europe>)。この経過を詳しくみると、3月15日、欧州評議会議会総会がロシアはもはや加盟国となることはできないとする意見を採択した (欧州評議会議会公式サイト: <https://www.coe.int/en/web/portal/-/the-russian-federation-is-excluded-from-the-council-of-europe>)。翌16日、欧州評議会閣僚委員会がロシアは加盟国でなくなるという決定を採択し、17日には、関連して、ベラルーシとのすべての関係とベラルーシが欧州評議会の全会議・活動に参加する権利を停止することも決定した (同上: <https://www.coe.int/en/web/ccpe/-/the-russian-federation-is-excluded-from-the-council-of-europe>) (ともに2025年9月14日)。関連する次の日本語文献も参照。小畑郁「ロシアによるウクライナ侵略とヨーロッパ評議会・ヨーロッパ人権条約」『人権判例報』第4号 (2022年) 3～7ページ/佐藤史人「ヨーロッパ人権裁判所とロシアの関係——その限界と『遺産』——」『同』第8号 (2024年) 11～27ページなど。
- 58 欧州評議会側のこうした対応と重なる15日、ロシア政府は欧州評議会からの脱退と欧州人権条約の廃棄の意向を事務総長ほかに通知した (欧州評議会公式サイト: <https://www.coe.int/en/web/portal/-/the-russian-federation-is-excluded-from-the-council-of-europe>) (同)。これに伴い、ロシアは同日以降に確定する欧州人権裁判所の判決には一切、従わないと表明した (<https://www.hrw.org/news/2023/05/05/russia-law-targets-international-criminal-court>)。
- ウクライナ侵攻がヨーロッパや欧州評議会に与えた影響を評議会側からまとめた公式サイトとして、“Russia’s War against Ukraine” (<https://www.coe.int/en/web/portal/war-in-ukraine>) がある。
- 59 「ヨーロッパ審議会」『平凡社世界大百科事典』改訂新版 (執筆: 中原喜一郎)。より詳しい説明については、小畑郁「ヨーロッパ評議会」家正治ほか編『国際機構』第4版 (世界思想社、2009年) 213～217ページ参照。
- 60 細かいいうと、ロシアが欧州人権条約の締約国でなくなったのは、欧州評議会からの除名 (脱退) の半年後に当たる9月16日である (欧州評議会公式サイト: <https://www.coe.int/en/web/portal/-/russia-ceases-to-be-a-party-to-the-european-convention-of-human-rights-on-16-september-2022>) (2025年11月5日)。
- 61 欧州人権条約とその議定書にもとづき、欧州人権裁判所が活動している実態については、次の文献を参照。小畑郁・江島晶子ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』第I、II巻 (信山社、2008年、2019年) / 小畑郁『ヨーロッパ地域人権法の憲法秩序化——その国際法過程の批判的考察』 (同、2014年) など。
- 62 国内人権機関世界連合とその認証制度については、山崎公士「国際人権法の国内実施における国内人権機関の役割」申恵丰編『新国際人権法講座』第5巻 (同、2023年) 185～206ページが詳しい。関連して、山崎公士『国内人権機関の意義と役割——人権をまもるシステム構築に向けて』 (三省堂、2012年) は依然として重要である。
- 63 Global Alliance of National Human Rights Institutions (GANHRI), “Accreditation Status as of 4 June 2025,” p.16 (https://ganhri.org/wp-content/uploads/2025/06/Accreditation-Status_Chart_Jun2025.pdf) (2025年10月13日)。
- 64 UN News 公式サイト (<https://news.un.org/en/story/2022/04/1115782>) (2025年8月17日)。ただし、言うまでもなく、ロシアは国連に加盟したままなので、人権理事会の一員として、普遍的定期審査の被審査国であることには変わりがない。ロシアに対する第4回の審査については後述する。
- 65 最初期の報道例として、Rebecca Cohen, “US Embassy Accuses Russia of Kidnapping Children Amid Reports It’s Deporting Thousands of Ukrainians by Force”, *Business Insider*, 22 March 2022 (<https://>

- www.businessinsider.com/us-embassy-accuses-russia-of-kidnapping-ukrainian-children-2022-3)／Rory Sullivan, "More than 2,300 Children 'Kidnapped' by Russian Forces, Says Ukraine", *The Independent*, 22 March 2022 (<https://www.independent.co.uk/news/world/europe/children-kidnapped-russia-ukraine-war-b2041601.html>)（ともに2025年11月10日）などを参照。これら短報の存在はウィキペディア英語版「Child abductions in the Russo-Ukrainian war」(https://en.wikipedia.org/wiki/Child_abductions_in_the_Russo-Ukrainian_war)により知った。
- 66 Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, "Report of the Independent International Commission of Inquiry on Ukraine" (A/HRC/52/62) . この調査委員会は、人権理事会決議にもとづいて2022年3月4日に設置され、ウクライナ侵攻におけるすべての人権侵害・虐待の疑い、国際人道法違反、関連犯罪を調査することを目的としていた。任期は1年間とされていたものの、侵攻が続いているため、これまでに3度延長され、2025年秋の時点も活動を続けている（人権理事会公式サイト：<https://www.ohchr.org/en/hr-bodies/hrc/iic/hr-ukraine/index>）（2025年10月8日）。同委員会については、古谷修一「ウクライナ侵略に対する国連人権理事会の対応——独立調査委員会の機能を中心に——」『人権判例報』第7号（2023年）3～25ページが詳しい。なお、ウクライナの子どもの強制移送・送還に関連する別の報告書のうち2点については、註4の拙稿「旧ソ連4か国における子どもの権利条約の国内実施に関する動向とその特徴（1）」の註32を参照。
- 67 この枠組みは翌2024年1月のロシア大統領令で現実となった。同令によれば、「以前に発布されたロシア連邦の政令を適用することにより、簡易な手続で、強制移送または強制送還された子どもにロシア国籍を付与」できる（第6／7回総括所見第45段落）。
- 68 調査委員会の報告書はこのあとも次のように続いている。2023年10月20日の国連総会への報告書（A/78/540）→2024年3月15日の人権理事会への報告書（A/HRC/55/66）→同年10月29日の国連総会への報告書（A/78/549）→2025年3月19日の人権理事会への報告書（A/HRC/58/67）→同年10月21日の国連総会への報告書（A/80/497）（OHCHR 公式サイト：<https://www.ohchr.org/en/hr-bodies/hrc/iic/hr-ukraine/index>）（2025年10月8日）。
- 69 ICC 公式サイト（<https://www.icc-cpi.int/news/situation-ukraine-icc-judges-issue-arrest-warrants-against-vladimir-vladimirovich-putin-and/> 2023.3.17）（2025年10月19日）。ICC の決定とそれに至る手続についての簡明な説明が赤根智子（ICC 所長）『戦争犯罪と闘う——国際刑事裁判所は屈しない』（文春新書、2025年）第7章にある。
- 70 たとえば、BBC News 公式サイト掲載の、Nomsa Maseko in Johannesburg & Kathryn Armstrong in London, "Putin Will Not Attend BRICS Summit - South African Presidency," 19 July 2023) (<https://www.bbc.com/news/world-africa-66247067>) 参照。南アフリカとは逆に、同じく ICC 締約国のモンゴルは、2024年9月にプーチンが同国を訪問した際、逮捕して、ICC に引き渡さなかった。これは翌月、ローマ規定に反すると ICC で判断された（ICC 公式サイト：<https://www.icc-cpi.int/news/ukraine-situation-icc-pre-trial-chamber-ii-finds-mongolia-failed-cooperate-arrest-and>）（2025年10月30日）。2025年10月にはタジキスタンもプーチンに同様な対応をとった（時事通信・公式サイト：<https://www.jiji.com/jc/article?k=2025100900211&g=int>）（同）。
- 71 "Activities of the Russian Federation Presidential Commissioner for Child's Rights Maria Lvova-Belova to Protect Children during a Special Military Operation" (PDF 版13ページ) (<https://deti.gov.ru/uploads/magic/ru-RU/Document-0-225-src-1685015177.9334.pdf>). この報告書にはもちろんロシア語版（Деятельность Уполномоченного Президента Российской Федерации по правам ребенка Марии Львовской-Беловой по защите детей в ходе специальной военной операции）もある。
- 72 第2号 (<https://deti.gov.ru/uploads/magic/ru-RU/Document-0-259-src-1697376467.3807.pdf>) ／第3号 (<https://deti.gov.ru/uploads/magic/ru-RU/Document-0-308-src-1718870725.6647.pdf>).
- 73 ヒューマン・ライツ公式サイト掲載の、"Russia: Law Targets International Criminal Court: New Move against Accountability for World's Most Serious Crimes," 2023.5.5 (<https://www.hrw.org/news/2023/05/05/russia-law-targets-international-criminal-court>)（2025年10月9日）。
- 74 たとえば、註60で記したように、欧州評議会からのロシアの除名（脱退）の月日と欧州人権条約の締約

- 国でなくなった月日の間に半年の違いがあるため、その間に欧州人権裁判所で勝訴が確定したロシアの国民は政府などの原告から賠償金を受けとれるはずなのに、それが困難になる（同上）（同）。
- 75 国内人権機関欧州ネットワーク公式サイト（<https://ennhri.org/our-members/>）（2025年11月9日）。
- 76 同（<https://ennhri.org/our-members/russian-federation/>）（同）。
- 77 UPR（Universal Periodic Review）の概要については、次の概説（概論）・「講座」掲載論文・公式サイトを参照。阿部浩己ほか『テキストブック 国際人権法』第3版（日本評論社、2009年）211～216ページ／芹田健太郎ほか『ブリッジブック 国際人権法』第2版（信山社、2017年）134～1366ページ／申恵丰『国際人権法——国際基準のダイナミズムと国内法との協調』第2版（同、2016年）599～612ページ／小畑郁「国連人権理事会における普遍的定期審査」芹田健太郎ほか編『講座 国際人権法』第4巻＜国際人権法の国際的実施＞（同、2011年）107～127ページ／吉田曉永「普遍的定期審査による国連人権条約制度への干渉?——国際人権法における法と政治の接合——」申恵丰編『新国際人権法講座』第4巻＜国際的メカニズム＞（同、2024年）33～49ページ／人権理事会（<https://www.ohchr.org/en/hr-bodies/upr/upr-home>）／日本外務省（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/upr_gai.html）／日弁連（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/upr.html>）／UPR Info（<https://upr-info.org/en/upr-process/what-upr/qa-modalities-upr-process>）など。
- 78 芹田ほか・前掲、136ページ。
- 79 26のヨーロッパ諸国が主導し、47か国以上が共同提案した決議が、賛成17か国、反対6か国（ボリビア、中国、キューバ、エリトリア、カザフスタン、ベネズエラ）、棄権24か国で可決された（Humanists International 公式サイト：<https://humanists.international/2022/10/un-creates-special-rapporteur-to-monitor-and-report-on-human-rights-violations-in-russia/>）（2025年10月4日）。なお、特別報告者全般については、OHCHR 公式サイト（<https://www.ohchr.org/en/special-procedures-human-rights-council>）（2025年10月29日）に詳しい説明がある。
- 80 同公式サイト（<https://www.ohchr.org/en/specialprocedures/sr-russian-federation>）（2025年10月29日）。「第1回」「第2回」などというのは報告書に記載されておらず、本稿で便宜的に付すものである。なお、国別の特別報告者の任期は1年で、更新可能であるものの、最長で6年間である（芹田ほか・前掲、137ページ）。
- 81 引用文中の〔※〕の箇所には、ウクライナとロシアの双方の主張を示すインターネット上の典拠が注記されている。
- 82 関連する全データは人権理事会公式サイト（<https://www.ohchr.org/en/hr-bodies/upr/ru-index>）に揭示されている（2025年10月25日）。本段落と次段落の一部の表現は註77の文献から引用。
- 83 本段落は、人権理事会決議5/1付属書「人権理事会の制度構築（Institution-building of the United Nations Human Rights Council）（2007年／浅田正彦編『ベーシック条約集』2023年版、東信堂、2023年、198～202ページに抄訳）をもとにし、註77の文献を参考にした。上記の公式サイトには、国連の公用語で関連文書9点が揭示されている。そのほか、第4回UPRの経過を整理しているUPR Info 公式サイト（<https://upr-info.org/en/review/russian-federation>）には、人権理事会公式サイトにはない「市民社会とその他の提出文書」（Civil society and other submissions）も揭示され、本文の該当箇所でごく一部を紹介した人権NGOなどが単独あるいは共同で人権理事会に提出した文書がすべて載っている。
- 84 作業部会はひとつの審査対象国につき3.5時間とされる。その中心は地域別に選出された3名の報告書グループ（トロイカ）であり、審査対象国、他の理事国、それ以外の国連加盟国（オブザーバー国）が参加する。人権NGOや国連機関などの利害関係者も作業部会の傍聴はできる。なお、ロシアに対する第4回UPRのトロイカはガーナ、チリ、バーレーンの国家代表で構成された（国連ウェブテレビ公式サイト：<https://webtv.un.org/en/asset/k12/k124ei8qo9>）（2025年10月28日）。
- 85 本文でふれていない文書について略述しておく。②「関連国連公式文書の集成」（A/HRC/WG.6/44/RUS/2、全77段落）には、人権理事会や国際人権機関などが、第3回UPRのあと、ロシアに対して行なった措置や送付した文書などが集められており、このあとの審査の前提となる枠組みを提供している。⑥「補遺」（Addendum）（A/HRC/55/14/Add.1、全22段落）には、「審査対象国が提示した結論と（または）勧告・自発的約束・回答に関する見解」（Views on conclusions and/or recommendation,

voluntary commitments and replies presented by the State under review) という題目が付されており、その内容をよく示している。同じ内容を表にしたのが⑦「付録1」(Annex 1)で、その題目は「ロシア連邦に対して外国代表団が第4回UPRで表明した勧告に関する〔ロシア連邦の〕立場」(Позиция по рекомендациям, высказанным в адрес Российской Федерации иностранными делегациями в ходе 4 цикла Универсального периодического обзора)である。⑧「成果文書の決定」は以上の文書などの採択を確認する10行ほどの書類である。これには、ロシアに対する第4回UPRでみれば、作業部会報告書、勧告と(または)結論に関するロシアの見解、その自発的約束、作業部会の審議で十分に扱われなかった質問または問題について成果採択前に提出された回答という名称が含まれている。

- 86 UPRについても重要なフォローアップについては、註77のUPR Info公式サイトを参照。
- 87 「利害関係者」の範囲はロシア国内外の人権NGO・NPO、数十団体におよび、「……の要約」末尾にその一覧がある。一部については下記の註で紹介する。
- 88 第4条約第50条第2項は、「占領国は、いかなる場合にも、児童の身分上の地位を変更し、又は自国に従属する団体若しくは組織にこれを編入してはならない」と規定している(訳文は浅田編・前掲、1199ページから)。
- 89 提出団体は次のとおりである。①反差別センター・メモリアル・ブリュッセル(Antidiscrimination Centre Memorial, Brussels): 主な活動分野は、移民・少数民族・無国籍者・ロマや社会的弱者層の女性・先住民族・障害者・性的少数者の人権の擁護である(<https://memo.site/adc>)。②反差別センター・メモリアル(Антидискриминационный центр (АДЦ) «Мемориал»; Antidiscrimination Centre Memorial): 差別の禁止が人権原則遵守の主要条件であるという前提で、東欧と中央アジアにおける差別被害者の権利擁護の活動を行っている(<https://adcmemorial.org/en/>)。③ロシアLGBTネットワーク(Российская ЛГБТ-сеть; Russian LGBT Network): 2006年に創立され、2022年4月に裁判所による解散命令を受けた(ウィキペディア英語版「Russian LGBT Network」:https://en.wikipedia.org/wiki/Russian_LGBT_Network)。同ネットワークの公式サイト(<https://lgbtnet.org/>)のトップには「外国の代理人が発信する情報である」と大書されている。④DELO LGBT+: 2023年11月に「過激派」と認定され、解散させられたことだけがわかっている。⑤サイド・バイ・サイド国際LGBT映画祭(Международный ЛГБТ-Кинофестиваль «Бок о бок»; Side by Side International LGBT Film Festival): 2008年から映画祭を開催し、2010年代に入ると色々な嫌がらせに直面する。その後の関連情報は見いだせない(ウィキペディア英語版「Side by Side (film festival)」:[https://en.wikipedia.org/wiki/Side_by_Side_\(film_festival\)](https://en.wikipedia.org/wiki/Side_by_Side_(film_festival)))。その公式サイト(<https://bok-o-bok.com/en/>)には③のような「大書」はない。
- 90 提出したのはリトアニアのエブリ・ヒューマン・ビーイング(Every Human Being)とされている。だが、関連情報は見いだせない。
- 91 提出団体は次のとおりである。①イクオリティ・ナウ(Equality Now): 1992年にケニアで設立。世界のあらゆる場所のすべての女性と女兒に対する暴力と差別をなくす活動を実施(<https://equalitynow.org/about-us/>)。②女性非政府団体連合(Консорциум женских неправительственных объединений; the Consortium of Women's Non-Governmental Associations): 1993年にCIS諸国女性連合として設立され、1996年に46団体による連合のロシア支部が非営利パートナーシップ「女性非政府団体連合」として登録され、2003年に連邦組織の法的地位を取得し、正式名称「全ロシア女性公共団体連合」となる。ロシアの53地域で活動する160以上の加盟組織を統合していた。現在の主な活動はロシアの家庭内暴力の被害者への法的支援である。具体的には、女性に対する暴力、労働市場と雇用における女性の地位、妊婦と幼い子どものいる女性に対する社会保障、平等問題に関する法律教育、政府の決定に関するジェンダー分析、女性の指導的地位への進出などになる(<https://wcons.net/>)。③スティッチング・ジャスティス・イニシアティブ[・プロジェクト](Stiching Justice Initiative Project: SJI): 2001年にオランダで設立された人権団体で、旧ソ連地域の武力紛争・権威主義・拷問とジェンダーにもとづく暴力による人権侵害の被害者の法的保護に取り組んでいる(<https://sji.group/>)。④性的暴力被害者支援独立慈善センター「シスターズ」(the Independent Charity Center for Survivors of Sexual Violence "Sisters"): 関連情報が見当たらない。ただ、同センターがUPRのためと、CRCに提供した各英語情報は公開されている。
- 92 これらの段落の提出団体はかなり多いので、上記の註のような紹介は省略する。

- 93 註85の⑦「付録1」にあるロシア政府の「受諾」「一部受諾」「拒否」別の回答とその簡略な理由から。
- 94 子どもの権利に関する専門家や専門機関ではなく、審査対象国の問題に対して加盟国が相互に指摘し合う国家間審査には長短がある、という指摘が註77の文献などにみられる。
- 95 今のところ、世界子ども学研究会の電子雑誌『ハルシオン』第13号（2026年3月刊行予定）に次稿を掲載するつもりである。

謝辞：本稿の執筆にあたり、科学研究費基盤研究（C）課題番号24K05892、明治学院大学国際平和研究所、青山学院大学教育学会から援助をいただきました。とりわけ同学会は、拙稿のために、記念すべき第70号の本誌に多くのページを割いて下さいました。また、註4に記したように、小畑郁・名古屋大学名誉教授から多大な教示を授かりました。共同研究者の松永裕二・西南学院大学名誉教授からも適切な助言をいただきました。

Trends in Child's Rights and Child Policy in the Russian Federation : Similarities and Differences Between “Peacetime” and “Emergency”

MURACHI Toshimi

This paper clarifies the distinctive characteristics of trends in Child's Rights and child policy in Russia from the 1990s to the early 2020s. The results reveal the following features for each period :

<1990s> The Soviet Union, which had ratified the Convention on the Rights of the Child in 1990 and was preparing a Child's Rights Act, dissolved at the end of 1991. Its successor state, Russia, maintained the national reporting system and worked to implement the Convention domestically. Progress during this period included enacting related laws and ratifying or acceding to international human rights treaties. On the other hand, the radical shift to a market economy impoverished the lives of children and citizens, causing a sharp increase in the number of people living in poverty. Consequently, child's “right to protection” was violated.

<2000s> Rising oil prices gradually facilitated the rebuilding of people's lives, improving children's living conditions. Legislation related to child's rights was strengthened, international human rights treaties were ratified, and the number of NPOs and NGOs responsible for implementing these measures increased. At the same time, the government identified the declining birthrate and population decline as problems and launched countermeasures. However, the results were limited and only temporary.

<2010s> The government's authoritarian tendencies became clear, with laws enacted to regulate “foreign agents” and “undesirable organizations.” The targets included organizations and individuals engaged in international activities or having some connection abroad, such as journalism, human rights groups, international organizations, and domestic NPOs/NGOs. Meanwhile, to foster “healthy children,” the state formulated plans and enacted the Child's Rights Commissioner Act. The commissioner's mandate focused on protecting children as objects of rights, not on positioning them as subjects within society.

< Early 2020s> The completion of an authoritarian regime strengthened over a long period was marked by a major constitutional revision (2020) . Putin's “imperialization” accelerated after the invasion began, and his role as a “benevolent father protecting children” became aimed at achieving victory in the war and acquiring Ukrainian territory. In child policy, fostering patriotism intensified; in family policy, appeals for “healthy families” grew stronger; and in population policy, “propaganda against childbirth” was banned.

In response, international organizations have expelled Russia while simultaneously presenting Russia with investigations, reports, and evaluations, criticisms, and recommendations based on them. Examples include the Human Rights Council's Special Rapporteur and the Fourth Universal Periodic Review (UPR). To ensure Russia does not disappear from international organizations when the invasion of Ukraine ends or the Putin regime collapses, it is necessary to continue dialogue while maintaining criticism.